高知市立自由民権記念館トイレ改修工事

有限会社　山口英治建築設計事務所

図面 No	図 面 名	図面 No	図 面 名
【建築】	（建築工事）		
特A- 01	改 修 特 記 仕 様 書(1)	A- 09	展開図-1【改修前】
特A- 02	改 修 特 記 仕 様 書(2)	A- 10	展開図-2【改修前】
特A- 03	改 修 特 記 仕 様 書(3)	A- 11	展開図-1【改修後】
特A- 04	改 修 特 記 仕 様 書(4)	A- 12	展開図-2【改修後】
特A- 05	改 修 特 記 仕 様 書(5)	A- 13	部分詳細図
A- 01	付近見取図・配置図	A- 14	建具・ｻｲﾝｷｰﾌﾟﾗﾝ【改修前・後】
A- 02	仕上表【改修前・後】	A- 15	既存建具表
A- 03	1階・2階平面図	A- 16	新設建具表
A- 04	1階トイレ平面詳細図【改修前・後】	A- 17	仮設計画図
A- 05	2階トイレ平面詳細図【改修前・後】		
A- 06	1階断面詳細図【改修前】		
A- 07	1階断面詳細図【改修後】		
A- 08	天井伏図【改修前・後】		

2026.04

高知市立自由民権記念館トイレ改修工事　特記仕様書

I 工事概要

1．工事場所　高知市桟橋通四丁目14番3号

2．工事種目　【自由民権記念館】　鉄筋コンクリート造+鉄骨造　2階建て　延べ面積2,790.51㎡
1）トイレ改修　一式

3．関連工事等　⊙電気設備工事　⊙機械設備工事　・ガス設備工事　・昇降機設備工事　・植栽工事
・合併処理装置設置工事　・外構工事

4．概成工期　・完成期限の(　　)日前　(　令和　　年　　月　　日)

5．部分使用(工事請負契約書第34条第1項)
⊙1階トイレ(現場作業完了後)　⊙2階トイレ(現場作業完了後)

II 建築工事仕様

1．特記仕様
1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
2) 特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。⊙印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。
⊙印と※印の付いた場合は、共に適用する。
3) 特記事項に記載の(　)内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の[　]内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の〈　〉内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

2．適用基準等
図面及び特記事項に記載されていない事項は、全て国土交通省(建設)大臣官房官庁営繕部監修の以下による。
⊙公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　(令和４年版)
※公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）　(令和４年版)
※建築工事標準詳細図　(令和４年版)
・敷地調査共通仕様書　(令和４年版)
・建築物解体工事共通仕様書　(令和４年版)

3．「週休２日制工事」の実施について
※対象　(⊙選択－Ⅰ型　・選択－Ⅱ型　)
本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休２日制工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休２日制工事」実施要領(営繕工事編)による。
(https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html)
・対象外（理由：　　）

4．「猛暑による作業不能日数」の実施について
※対象　・見込んでいない（理由：※過去のWBGT値に基づき算定した日数が０日のため　・
⊙見込んでいる　(作業不能日数：※現場説明書による　・
・対象外（理由：　　）

項目		特記事項
一般共通事項		
①	工事実績情報サービス(CORINS)への登録 (請負金額500万円以上) (受注、変更、完成時)	登録の手続きについては、(一財)日本建設情報総合センターの「建設実績情報のコリンズテクリス登録等に関する規約」による。[1.1.4]
②	総合工程表	原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。
3	総合図	工事の施工に先立ち別契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。[1.2.3]
④	工事日誌	週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。[1.2.4] また、工事の経過が明確にわかる写真を貼付すること。
⑤	工事写真	工事写真はL版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し１部提出する。(A4版台紙)[1.2.4] 撮影方法は、「営繕工事写真撮影要領(令和５年版)」による。 デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。 なお、実施については、国営建技第14号(令和５年３月１日付)「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」による。
⑥	下請負者の報告	各下請負者については下請負契約前に監督職員に報告する。
7	電気保安技術者	適用する。[1.3.3]
⑧	施工条件	施工日及び施工時間　※1.3.5(1)(7)による。[1.3.5] 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所 ※　仮設内　⊙　図示（図面番号A-17参照） その他の施工条件 ⊙施設を利用しながらの工事となるので、１階トイレを先行して改修し、１階トイレの部分使用開始後に、２階トイレの改修を行う。また、２階トイレについても部分使用を行う。 ⊙資機材の搬出入時には、専任の誘導員を配置する。その他の場合でも、工事関係車両(乗用車も含む)が敷地内を通行する際には必ず誘導するものをつけ、公道まで徐行する。 ⊙工事関係者の入場時間は、８時30分からとする。 ⊙図面番号A-01参照
⑨	交通誘導警備員	交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第４条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。 配置人員等　・令和　年　月　日から令和　年　月　日までの間は　名常駐する。 ・作業日は　名常駐する。その他監督職員と協議し、適宜配置する。 ⊙監督職員と協議し、適宜配置する。

項目		特記事項
		配置人員の資格 ・１名以上／１班は交通誘導警備業務に係る検定合格者(１級又は２級)を配置する工事。 ※交通誘導に関し、１名以上／１班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。 資格：交通誘導警備員検定合格者(交通誘導警備員Ａ)／資格要件：交通誘導警備員に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有すると認めたもの／配置人数：　人 資格：交通誘導に関し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員Ｂ)／資格要件：警備業法における指定講習を受講したもの　警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第２条第１項第２号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が１年以上であるもの／配置人数：10　人 なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出する。 また、警備員等に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出する。
⑩	工事安全計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。
⑪	統括安全衛生管理義務者の指名	労働安全衛生法第30条第２項に基づき指名をする。
⑫	発生材の処理	産業廃棄物の運搬、処分等については、1.3.12により適切に処分するものとし、[1.3.12] 事前に監督職員に処理計画書を提出する。 産業廃棄物の運搬、あるいは処分を他業者に委託する場合は、書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。 自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けたうえで承諾を得る。(積替・保管についても同様とする) 産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下廃棄物処理法という)施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。 また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに１台のみ写真撮影(現場搬出時及び処分場到着時)し、随時監督職員に報告する。 廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分(埋立処分、海洋投入処分又は再生)を終了しなければならない。 また、産業廃棄物管理票(以下マニフェストという)により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのＥ票の写しを提出する。 ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。 この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのＢ２票の写しを提出する。また、最終処分終了後速やかにＥ票の写しを提出する。 なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。 ・引渡しを要するもの　(　・　) ・現場再利用を図るもの　(　・　) ⊙再資源化を図るもの　(※コンクリート　※コンクリート及び鉄から成る建設資材　※木材　※アスファルトコンクリート　) 特別管理産業廃棄物の施工計画調査 ※行う　・行わない 分析調査 ※施工計画調査の結果により、監督職員と協議する。 ・行う(　　)・行わない ・ＰＣＢを含む機器類 ・変圧器 ・コンデンサ ・蛍光灯，ＨＩＤ灯器具の安定器 ・その他(　　) ・ＰＣＢ含有シーリング材 ・廃油 ・廃酸　廃アルカリ ・臭化リチウム水溶液 ・電池の溶解液 ・ダイオキシン類
⑬	再生資源利用(促進)計画書及び実施書の提出 (請負金額100万円以上)	再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）により作成し、提出は以下による。 a) コブリス・プラスについては、建設副産物情報センターのホームページ(https://fkplus.jacic.or.jp)より、利用申請等を行うことができる。 b) 建設資材の利用量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式１）を、完成資料として監督職員に提出する。 c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式２）を、完成資料として監督職員に提出する。 d) 受注者は再生資源利用（促進）計画書（現場掲示用様式）を工事現場の見やすい場所に掲げること。 e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後５年間保存する。
⑭	工事の保険	工事請負契約後、速やかに工事目的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。保険期間は、工事着工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。
⑮	契約保証	※金銭的保証方式　・ ・有　⊙無
⑯	前払金支出割合区分補正	
⑰	証明書の提出(グリーン購入法)	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)及び「高知県グリーン購入基本方針及び実施計画」に基づき、重点調達品目については、積極的に利用すること。なお、重点調達品目の中で木材・木材製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法律に照らして合法なものを使用する。 木材・木材製品等については、県産木材納入証明書、県外産合法木材納入証明書を監督職員に提出すること。[1.4.2]
⑱	石綿含有建材の調査	事前調査の報告　一定規模以上の工事は労働基準監督署と高知市に報告が必要となる 事前調査範囲　※改修範囲　・[1.5.1] 貸与資料　※有　(⊙既存の設計図書　⊙石綿含有建材分析調査結果報告書　) ・無　２階トイレ天井材(せっこうﾎﾞｰﾄﾞ)：石綿無 分析調査　※書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。 ・行う（調査建材使用部位　調査建材名　検体数　） 分析方法　※定性分析　・ 定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。

項目		特記事項
19	施工数量調査	調査範囲　※図示　・改修建物の外壁，軒天，パラペット　・[1.6.2] 調査方法　※外部足場を使用した目視及び打診　・ 破壊部分の補修方法　※現状に復旧　・ 外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅，長さ，面積)の調査を行う。 また、その調査の結果を立面図等に記載し集計表を添えて電子データと共に、監督職員に報告する。(必要に応じ写真等を添付する)
⑳	技能士及び技能資格者	※適用する　(○：一級，●：二級)[1.7.2][1.7.3] 工事種別：技能検定の作業の種別 ・仮設工事：※●とび作業(又は足場組立作業主任者)　・ ・鉄筋工事：※○鉄筋組立て作業　・ ・コンクリート工事：・○コンクリート圧送工事作業　・○型枠工事作業 ・鉄骨工事：※●とび作業 ・ブロック・ALCパネル工事：・○コンクリートブロック工事作業　・(単一)エーエルシーパネル工事作業 ⊙防水工事：・○アスファルト防水工事作業　・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業　・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業　・○合成ゴム系シート防水工事作業　・○塩化ビニル系シート防水工事作業　・○セメント系防水工事作業　⊙○シーリング防水工事作業　・○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業　・○ＦＲＰ防水工事作業 ・石工事：※○石張り作業　・ ・タイル工事：※○タイル張り作業　・ ・木工事：※○大工工事作業　・ ・屋根及びとい工事：・○かわらぶき　・●スレート工事作業　・○内外装板金作業 ⊙金属工事：⊙○鋼製下地工事作業　・(単一)金属製パルコニー工事作業 ⊙左官工事：※○左官作業　・ ・建具工事：・○ビル用サッシ施工作業　・○木製建具製作　・○ガラス工事作業 ・カーテンウォール工事：※○金属製カーテンウォール工事作業　・ ⊙塗装工事：※○建築塗装作業　・ ⊙内装工事：⊙○プラスチック系床仕上げ工事作業　・○壁装作業　・●カーペット系床仕上げ工事作業　・○量製作作業　⊙○ボード仕上げ工事作業 ・植栽工事：※○造園工事作業　・ ・その他：・○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)　・○家具手加工作業 適用する技能士について、当該資格を有することが確認できる書類及び資格者が特定できる書類(運転免許証等)の写しを提出する。
21	化学物質の室内濃度の測定	化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、[1.7.9]報告書を監督職員に提出する。 ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のおける速報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。 測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。 測定方法 ※厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。 測定対象化学物質 ※ホルムアルデヒド　※トルエン　※キシレン　※エチルベンゼン ※スチレン　※パラジクロロベンゼン　・　・ 測定箇所　(　)箇所　施工前・施工後(計　回測定) 測定対象室　(　) なお、測定結果が厚生労働省の定める指針値を超えている場合は、原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。 １何らかの対策が施された結果、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となったことが確認された場合。 ２濃度測定の結果が、本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。 ３濃度測定が、使用開始後(備品の搬入等を含む)に行われた場合。 本工事の引き渡し後、あるいは、使用開始後に室内の揮発性有機化合物(VOC)の濃度測定が行われ、測定結果が厚生労働省の指針値を超えている場合については、受注者は、工事引き渡し後であっても、その原因究明に当たって協力しなければならない。 また、本工事の施工が原因となって、化学物質の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は、受注者の負担により、その対策を講じなければならない。
22	直接仮設の養生	内部養生に合板又は構造用パネルを使用する場合、その合板または構造用パネルのホルムアルデヒド放散量はＦ☆☆☆☆、又はそれと同等と認められる製品を使用する。
23	建築材料等	本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(記載順序は不同)また、「評価名簿による」と特記されたものについては、(一社)　公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。 ただし、同等とする場合は、監督職員の承諾を受ける。 県内産資材の優先使用 本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。　なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督職員の確認を受けること。 注１：県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたものとする。 注２：県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。
24	特別な材料の工法	公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。
25	風圧力	本工事に使用する材料及び工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応したものとし、速度圧を求める場合の風速(Vo)及び地表面粗土区分は、次の数値とする。 風速(Vo)：　※　38m/sec　・36m/sec　地表面粗土区分：　※　Ⅲ　・Ⅱ
26	仕上面の出隅処理	内外部とも仕上出隅で利用者の手の届く範囲は、図示が無くとも原則として全て面取りを施す。 木部(家具を含む)　６㎜程度 コンクリート、モルタル部　20㎜程度 鉄部、金属部　３㎜程度 建具類等、上記により難い場合は、監督職員と協議する。

高知市　都市建設部　公共建築課	工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
	高知市立自由民権記念館トイレ改修工事	信清	大下	亀山	松木	特A-01
	図面名　改修特記仕様書（1）　2026.04　縮尺　1／	作図　年　月　日				

項目	特記事項
27 事業損失補償	※現場説明書による。　・
28 完成時の提出図書	⊙完成図(作成範囲　・配置図　⊙平面図　・立面図　・断面図　⊙仕上表)　[1.9.1][1.9.2] ・完成図(ＣＡＤデータの提出　※する(CD-R等)　・しない) ⊙保全に関する資料(提出部数　※２部　・　部)　[1.9.3] 上記のほか、使用材料のメーカー名、品番、色(マンセル値等)をCADデータ等で監督職員に提出する。 また、工種別下請負者の一覧表を提出する。 ⊙施工図、施工計画書　[1.9.2] 提出した施工図及び施工計画書の著作に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
29 完成写真	下表のものを監督職員に提出する。 位置 / 分類・規格 / 撮影枚数 / 部数 / 原版の大きさ(mm) ・各室 / 手札版(Ｌ版) / ※２枚・　枚 / ※１部・　部 / ・100 × 125以上 ・外部 / キャビネ版 / ※４枚・　枚 / ※１部・　部 / ・24 × 36以上 ・外部 / 半切パネル(・木製枠※アルミ枠) / ※１枚・　枚 / ※１部・　部 / ・ / スライド / / ※１部・　部 / カラー・電子データ化(CD-R等)し、すべて提出する。 撮影箇所は監督職員と協議する。 上表のほか、監督職員指示の箇所をデジタルカメラにて撮影し、CD-R等にて提出する。 画像形式等　フォーマット：JPEG　画質：標準　画像サイズ：1024×768ピクセル程度
30 別途設備工事との取合い	施工範囲 ・貫通孔、開口部の補強　※下表　・図示 ⊙壁、天井の仕上材、下地材の切込み及び下地材の補強　※下表　・図示 ・駆動装置が電動による建具類の２次配線及び操作スイッチ ・自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・ 補強種別 / 内容 貫通孔、開口部の補強 / 梁 / 壁 / スラブ / 壁切込み及び補強 / 天井切込み及び補強 / 天井扉：350×350程度　計6箇所
31 撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。
32 不当要求等への対応	暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下この文において「不当介入」という。)の排除については次による。 a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者からの工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除処理を講じなければならない。 d) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。
33 消防計画	工事の着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。
34 工事特性等	受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に計画内容を所定の様式で監督職員に提出する。 また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出する。
仮設工事（改修）	
1 足場その他	内部足場　※ きゃたつ、足場板等　・　[2.1.3][2.2.1][表2.2.1] 外部足場　※ 本足場　・ 外部足場の養生 ※ 図示　・防護シート　・メッシュシート　・防音シート　・防音パネル 材料、撤去材の運搬方法　・Ａ種　※ Ｂ種　・Ｃ種　⊙Ｄ種　・Ｅ種 Ｃ種の場合　利用可能なエレベーター(※図示　・　) Ｄ種の場合　利用可能な階段(※図示（図面番号A-17参照）　) ・屋上防水作業の端部には、墜落防止手摺等墜落の危険を防止する措置を講ずる。 本足場を設ける場合は、公共建築改修工事標準仕様書2.2.1(2)によるほか、足場の組立、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行うこと。
2 養生	⊙既存部分の養生　※ ビニルシート、合板等　・　[2.3.1] ⊙既存家具、既存設備等の養生　※ ビニルシート等　・ ・既存ブラインド、カーテン等の養生,保管場所 ※ 図示 ⊙固定された備品等の移動　※図示 ・開口部養生　窓等の破損の危険がある工事を行う場合は、施工を行う周辺及びその下部の窓等には、室内に破損物等が飛散しない様、堅固な養生を行う。
3 仮設間仕切り(屋内)	設置箇所　※ 図示　[2.3.2][表2.3.1] 間仕切り種別　・ Ａ種　⊙ Ｂ種　※ Ｃ種 Ａ種、Ｂ種の場合 仕上げの材種　※せっこうボード 厚さ9.5㎜　・合板(普通合板) 厚さ9.0㎜ 塗装仕上げ等　・ 行う　※ 行わない 仮設扉設置箇所　※ 図示 ⊙仮設間仕切り面 仮設扉種別　⊙合板張り木製扉程度　・ 図示
4 監督職員事務所	・設ける（　㎡程度）　※設けない

項目	特記事項
5 監督職員の備品等	備品等の設置　[2.4.1] 備品の種類 / 机・椅子 / 書棚 / 黒板 / ＰＣ / 掛時計 数量 / 組 / 台 / 枚 / 台 / 個 備品の種類 / 温度計 / ゴム長靴 / 雨がっぱ / 保護帽 / 懐中電灯 数量 / 個 / 足 / 着 / 個 / 個 備品の種類 / 衣類ロッカー / 冷暖房機器 / 消火器 / 湯沸器 / 加入電話付属器 数量 / 人用 / 台 / 個 / 台 / 台 備品の種類 / 掃除具 数量 / 個
6 工事用水・電力	構内既存の施設(用水)　⊙利用できる　(※有償　・無償)　※利用できない 構内既存の施設(電力)　⊙利用できる　(※有償　・無償)　※利用できない 構内既存の施設を利用できる場合で、無償の場合は、下記a)～c)による。 a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。 b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。 c) 工事用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波及がないようにする。 また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。 構内既存の施設を利用できる場合で、有償の場合は、上記a)～c)に下記d)～e)を加える。 d) 工事用水は、既存設備に量水器を設けて、仮設配管を施し使用するものとする。 e) 工事用電力は、原則、既存設備に電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。 四国電力送配電㈱などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。
7 仮囲い	※ 図示　・
8 仮設物撤去後の整地・跡片付け	※ 原形の復旧 ・良土にて設計地盤まで盛土整地する。　範囲(図示)　厚さ(　)　[2.5.1]
防水改修工事	
1 降雨等に対する養生方法	※3.1.3(5)による　・　[3.1.3]
2 既存下地の処理	既存下地の補修箇所、範囲、数量等　※ 図示　[3.2.6] 設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口部、防水層末端部等の納まり部の処理　※図示(図示のない場合は監督職員と協議による) ・製造所の仕様による
3 アスファルト防水	屋根保護防水 防水層の種別　[3.3.2][3.3.5][表3.3.3～表3.3.6] 工法 / 種別 / 施工箇所 / 断熱材の厚さ / 絶縁用シート / 立上り部の保護 ・Ｐ２Ａ / ・Ａ－１ ※Ａ－２ ・Ａ－３ / / / ※ポリエチレンフィルム 厚さ0.15㎜以上 ・フラットヤーンクロス (70g／m2程度) / ・乾式保護材 ・れんが押え ・コンクリート押え ・ ・Ｐ１Ｂ / ・Ｂ－１ ※Ｂ－２ / / / / ・Ｐ２Ａ Ⅰ / ・ＡⅠ－１ ※ＡⅠ－２ ・ＡⅠ－３ / / 厚さ：・　㎜ ・図示 / ※フラットヤーンクロス (70g／m2程度) / ・Ｐ１Ｂ Ⅰ / ・ＢⅠ－１ ※ＢⅠ－２ / / / / 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ　[3.3.2] ※ 表3.3.5及び表3.3.6による　・ 絶縁工法のルーフィングの材料　[3.3.2] ・部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート 種類及び厚さ ※ 表3.3.3及び表3.3.4による　・ ・砂付あなあきルーフィング 押え金物の材質及び形状　※ 図示　・アルミニウム製、L-30×15×2.0(㎜)程度　[3.3.2] ・ 乾式保護材　・窯業系パネル　(・Ⅰ種　※Ⅱ種)　・金属複合板　[3.3.5] 製造所　評価名称による 立上り部への断熱材及び絶縁用シートの設置　[表3.3.4][表3.3.5] ・適用する　・適用しない 平場の保護コンクリート　[3.3.5] こて仕上げの場合　※ 80㎜以上　・ 床タイル張り等仕上げの場合　※ 60㎜以上　・ コンクリートの仕上りの平たんさ　[3.3.5][表8.1.5] ※ａ種　・ｂ種　・ｃ種 屋上排水溝　・図示　・　[3.3.5]
	屋根露出防水 防水層の種別　[3.3.2][表3.3.7～表3.3.9] 工法 / 種別 / 施工箇所 / 断熱材 / 仕上塗料 種類 / 仕上塗料 使用量 / 備考 ・Ｍ４Ｃ / ・Ｃ－１ ※Ｃ－２ ・Ｃ－３ ・Ｃ－４ / / / ・高日射反射率塗料の適用 / ※製造所の指定による / ・Ｍ３Ｄ ・Ｐ０Ｄ / ・Ｄ－１ ※Ｄ－２ / / / ・高日射反射率塗料の適用 / ※製造所の指定による / 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない ・ＰＯＤ１ ・Ｍ３ＤⅠ ・Ｍ４ＤⅠ / ・ＤⅠ－１ ※ＤⅠ－２ / / JIS A 9521に基づく発泡ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ断熱材 種類：※硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱材2種1号又は2号 ・ 厚さ：・　㎜ ・図示 / ・高日射反射率塗料の適用 / ※製造所の指定による / 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない 立上り部等の防水層撤去　・行う　・行わない　[表3.1.1] 立上り部等の保護層撤去　・行う　・行わない 露出防水層表面の仕上げ塗装除去　・行う　・行わない　[3.2.6] 脱気装置の種類及び設置数量　※ 製造所の指定とする　・ 屋根露出防水絶縁断熱工法の場合で、ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置 ※ 図示　・
4 改質アスファルトシート防水	絶縁工法のルーフィングの材料　[3.3.2] ・部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート 種類及び厚さ ※ 表3.3.3及び表3.3.4による　・ ・砂付あなあきルーフィング 押え金物の材質及び形状　※ 図示　・アルミニウム製、L-30×15×2.0(㎜)程度　[3.3.2] 屋内防水　[3.3.3][表3.3.10] 防水層の種別 工法 / 種別 / 施工箇所 / 保護層 ・Ｐ１Ｅ / ・E-2 / / ・設ける ・Ｐ２Ｅ / ※E-2 / / ・設けない E-1の場合で工種3を行う場合　※貯水槽、浴槽等の常時水に接する部分 押え金物の材質及び形状　※アルミニウム製、L-30×15×2.0(㎜)程度　[3.3.2] 平場の保護コンクリート　[3.3.5] こて仕上げの場合　※ 80㎜以上　・ 床タイル張り等仕上げの場合　※ 60㎜以上　・ コンクリートの仕上りの平たんさ　[3.3.5][表8.1.5] ※ａ種　・ｂ種　・ｃ種 防水層の種別　[3.4.2][表3.4.1～表3.4.3] 工法 / 種別 / 施工箇所 / 断熱材 / 仕上塗料 種類 / 仕上塗料 使用量 / 備考 ・Ｍ４ＡＳ / ・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2 / / / ・高日射反射率塗料の適用 / ※製造所の指定による / ・Ｍ３ＡＳ ・ＰＯＡＳ / ・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3 / / / ・高日射反射率塗料の適用 / ※製造所の指定による / 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない ・Ｍ３ＡＳⅠ ・Ｍ４ＡＳⅠ ・ＰＯＡＳⅠ / ・ASI-T1 ・ASI-J1 / / JIS A 9521に基づく発泡ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ断熱材 種類：※硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱材 2種1号又は2号 ・ 厚さ：・　㎜ ・図示 / ・高日射反射率塗料の適用 / ※製造所の指定による / 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない 防湿層 ・設ける ・設けない 露出防水層表面の仕上げ塗装除去　・行う　・行わない　[3.2.6] 改質アスファルトシートの種類及び厚さ　[3.4.2] ※ 表3.4.1から表3.4.3による 粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ　[3.4.2] ※ 表3.4.1から表3.4.3による 押え金物の材質及び形状　※ 図示　・アルミニウム製、L-30×15×2.0(㎜)程度　[3.4.2] ・ 脱気装置の種類及び設置数量　※ 製造所の指定とする　[3.4.3]
5 合成高分子系ルーフィングシート防水	[3.5.2][表3.5.1～表3.5.2] 工法 / 種別 / 施工箇所 / 厚さ(mm) / 仕上塗料 種類 / 仕上塗料 使用量 / 高日射反射率塗料の適用 / 備考 ・ＰＯＳ ・Ｓ４Ｓ / ・S-F1 / / ※1.2 / ・ / ※製造所の仕様による / ・ / 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない ・S-F2 / / ※2.0 ・1.5 / / / ・ / ・S-M1 / / ※1.5 / ・ / ※製造所の仕様による / ・ / ・S-M2 / / ※1.5 / / / ・ / ・Ｓ３Ｓ / ・S-F1 / / ※1.2 / ・ / ※製造所の仕様による / ・ / 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・S-F2 / / ※2.0 ・1.5 / / / ・ / ・設ける ・設けない ・Ｍ４Ｓ / ・S-M1 / / ※1.5 / ・ / ※製造所の仕様による / ・ / 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・S-M2 / / ※1.5 / / / ・ / ・設ける ・設けない ・ＰＯＳⅠ ・Ｓ３ＳⅠ ・Ｓ４ＳⅠ ・Ｍ４ＳⅠ / ・SI-F1 / / ※1.2 / ・ / ※製造所の仕様による / ・ / 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない ・SI-F2 / / ※2.0 ・1.5 / / / ・ / ・SI-M1 / / ※1.5 / ・ / ※製造所の仕様による / ・ / ・SI-M2 / / ※1.5 / / / ・ / ・Ｐ１Ｓ / ・S-C1 / / ※1.0 / / / / 立上り保護 ﾓﾙﾀﾙの塗厚 ・図示 ・7㎜ 断熱工法に用いる断熱材（SI-F1、SI-F2、SI-M1、SI-M2の場合）　[3.5.2] 工法 / 材料 / 厚さ 機械的固定工法 / JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく発泡ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ断熱材 種類：※硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱材2種1号又は2号 ・ / ・ ・図示 接着工法 / JIS A 9521に基づく発泡ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ断熱材 種類：※硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱材2種1号又は2号 ・ / ・ ・図示 SーM2及びSI-M2の立上り面の工法及びシートの厚さ 工法：　※ 図示　・接着工法（厚さ　㎜）・機械固定工法（厚さ　㎜） 立上り部等の防水層撤去　・行う　・行わない　[表3.1.1] 立上り部等の保護層撤去　・行う　・行わない ＰＯＳ工法及びＰＯＳⅠ工法(機械的固定工法)の立上り部等の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした場合の既存防水層の処理　※3.2.6(4)(ウ)(g)による 固定金具の材質及び形状　[3.5.2] 材質　※ 防錆処理した銅板、ステンレス銅板またはそれらの銅板の片面及び両面に樹脂を積層加工したもの ・ 厚さ(mm)　※ 0.4以上　・ S－M1及びS-M2の絶縁用シート及び可塑剤移行防止用シートの材質　[3.5.2] ※発泡ポリエチレンシート　・ 脱気装置の種類及び設置数量　※ 製造所の仕様による　[3.5.3] SI-M1及びSI-M2の防湿用フィルムの設置　※設けない　・設ける　[表3.5.2] プレキャストコンクリート下地の目地処理（接着工法の場合）　[3.5.4] ・行う(・図示　・　)　・行わない S-F1及びSI-F1のプレキャストコンクリート下地の入隅部増張り　[3.5.4] ・行う(・図示　・　)　・行わない 一般部のルーフィングシートの張付けで機械的固定工法の場合 建築基準法に基づく風圧力の（※1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法

		高知市　都市建設部　公共建築課	工事名	高知市立自由民権記念館トイレ改修工事	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
					信清	大下	青山	松木	特A-02
			図面名	改修特記仕様書（2）	縮尺	1／	作図	年　月　日	

6 塗膜防水

防水層の種類 [3.6.3][表3.6.1～表3.6.3]

工法	種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率塗料の適用	備考
・P0X ・L4X	・X－1 ・X－1H ・X－2 ・X－2H		※2成分形ｱｸﾘﾙｳﾚﾀﾝ樹脂系 ・ふっ素樹脂系 ・ｱｸﾘﾙｼﾘｺﾝ樹脂系	※製造所の仕様による ・	・	改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
・P1Y ・P2Y	※Y－2			・		保護層 ・設ける ・設けない

絶縁工法における脱気装置の種類及び設置数量 ※主材料の製造所の仕様による ・ [3.6.3]
ウレタン防水材 ※化学物質MOCAを含有しないもの

7 FRP防水

ガラスマット ・1層タイプ ・2層タイプ
表面の仕上げ ・平滑 ・粗面
押え金物の材質 ※アルミニウム ・
押え金物の寸法 ※図示 ・

⑧ シーリング

シーリング改修工法の種類 [3.1.4][3.7.4～3.7.7][表3.1.2]
⊙シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法 ・拡幅シーリング再充填工法
・ブリッジ工法
ボンドブレーカー張り ・ 適用する [3.7.7]
エッジング材張り ・ 適用する

シーリング材の種類、施工箇所 [3.1.4][3.7.2][表3.7.1]
※下表による(下表以外は表3.7.1による)

種類(記号)	主成分による区分	施工箇所
⊙SR－1	シリコーン系	図示
・SR－2		
・MS－2	変成シリコーン系	
・PS－2	ポリサルファイド系	
・PU－2	ポリウレタン系	
・		

仕上げを行わない箇所 ( ) [表3.7.1]

シーリング材の目地寸法 [3.7.3]

箇所	打継ぎ/ひび割れ誘発目地	ガラス回りの目地	左記以外の目地
幅(mm)	※ 20以上 ・	※幅及び深さ5以上[5.13.3]による場合を除く)	※ 10以上 ・
深さ(mm)	※ 10以上 ・		※ 10以上 ・

接着性試験 [3.7.8]
※ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験

9 とい

材料 [3.8.2][表3.8.1]

材種	寸法	施工箇所
・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)		※たてどい
・硬質ポリ塩化ビニル管カラー(ｶﾗｰVP)		※たてどい
・硬質塩化ビニル雨どい		※軒どい ・たてどい

とい受金物及び足金物の材種、形状及び取付け間隔 [3.8.2]
材種：※ステンレス製 ・溶融亜鉛めっき その他：※表3.8.2による
防露材のホルムアルデヒド放出量 ※Ｆ☆☆☆☆ ・ [3.8.2]
既存のといその他の撤去 ※ 図示 ・ [3.8.3]
降雨等に対する養生方法 ※ 監督職員と協議による ・図示
鋼管製といの防露巻き ・表3.8.4による ・
たてどい受金物の取付け ・図示 ・
ルーフドレンの取付け ・水はけがよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填する。

10 アルミニウム製笠木

種類 ・オーブン形式(・押出250形 ・押出300形 ・押出350形) [3.9.2][表3.9.1]
・板材折曲げ形 (・オーブン形式 ・シール形式)
本体幅( )mm 板厚(※2.0 ・)mm
表面処理 種別 表5.2.2による( )種
色合い等 ※標準色 ・
既存の笠木等の撤去 ・行う(範囲 ※図示 ・) ・行わない ・一時取外し再取付け[3.9.3]
新規アルミニウム製笠木の下地の補修工法 ※ 図示 ・
板材折曲げ形笠木の取付方法 ※ 図示
笠木の固定金具の固定工法
建築基準法に基づく風圧力の (※1 ・1.15 ・1.3) 倍の風圧力に対応した工法

11 保証書(シーリング除く)

受注者，施工者，材料製造所連名による 10 年保証(完成届提出日より15日後から)

12 高日射反射率塗料塗り

JIS K 5675(屋根用高日射反射率塗料)に適合するもの、または、グリーン購入法の高日射反射率防水に適合する保護塗料とする。

内装改修工事

① 他の部位との取合い等

散去壁と取り合う天井、壁及び床の改修範囲 ※ 図示 ・ 壁厚程度 [6.1.3]
天井内の撤去壁と取合う天井の改修範囲 ※ 図示 ・ 壁面から両側600程度
撤去天井と取合う壁の改修範囲 ※ 図示 ・ 既存のまま
各部仕上げは、既存仕上げに準じたものとする

② 既存床の撤去及び下地補修

⊙ビニル床シート等の除去等 ※仕上げ材のみ(接着剤等共) [6.2.2]
・下地モルタル共(撤去範囲：※図示 ・撤去範囲すべて)
・合成樹脂塗床材の除去等 ・ 機械的除去工法 ・ 目荒し工法
改修後の床の清掃範囲 ※改修部分の端部から1.0m程度の範囲(工事で汚した範囲共)

③ 既存壁の撤去及び下地補修

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 ※ 図示 ・ モルタル塗り([4.3.10]による) [6.3.2]

④ ホルムアルデヒド放散量

※6.5.2(ｶ)のいずれかによる。 [6.5.2]

5 目視検査

日本農林規格以外の製材及び集成材について、目視による材の欠点がないことの確認は、樹種ごとに無作為に抽出し、その抽出割合は10%以上とする。

6 製材

・下地用針葉樹製材 [6.5.2]

施工箇所	※ 図示 ・
樹種	・杉 ・桧
寸法(mm)	※ 図示 ・
等級	日本農林規格を使用する場合 ：・1級 ※2級 日本農林規格以外を使用する場合 ：※特一等 ・一等
含水率	※ 15%以下 ・
保存処理	・行う ・行わない
防虫処理	・行う ・行わない
難燃処理	・行う ・行わない

・造作用針葉樹製材

施工箇所	※ 図示 ・
樹種	・杉 ・桧
寸法(mm)	※ 図示 ・
等級	日本農林規格を使用する場合 見え掛かり面： ※上小節 ・無節 / 見え掛かり面以外：※小節以上 日本農林規格以外を使用する場合 見え掛かり面： ※上小節 ・無節 ・特一等 / 見え掛かり面以外：※小節以上 ・特一等
含水率	※ 15%以下 ・
保存処理	・
防虫処理	・行う ・行わない
難燃処理	・行う ・行わない

・広葉樹製材

施工箇所	※ 図示 ・
樹種	・
寸法(mm)	※ 図示 ・
等級	日本農林規格を使用する場合 ：・特等 ※1等 ・2等 日本農林規格以外を使用する場合 ：※特一等 ・一等
含水率	※ 10%以下 ・
保存処理	・
防虫処理	・行う ・行わない
難燃処理	・行う ・行わない

7 造作用集成材

ホルムアルデヒド放散量等 ※6.5.2(ｳ)による [6.5.2]
・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	品名	樹種	寸法(mm)	見付け材面数	見付け材面の品質
			※ 図 示		※1等 ・2等

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	品名	樹種	化粧薄板の厚さ(mm)	寸法(mm)	見付け材面数	見付け材面の品質
		化粧薄板： 芯材：		※図示 ・		※1等 ・2等
		化粧薄板： 芯材：				

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の品質	含水率
		※ 図 示		※15%以下

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	化粧薄板の厚さ(mm)	寸法(mm)	見付け材面の品質	含水率
	化粧薄板： 芯材：		※ 図 示		※15%以下
	化粧薄板： 芯材：				

8 造作用単板積層材

・「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材 [6.5.2]

施工箇所	品名	厚さ(mm)	表面の化粧加工	防虫処理
		・ ・図示	・有(・天然木化粧加工 ・塗装加工) ・無(等級： ・1等 ・2等 ・3等)	・行う ・行わない

・「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材

施工箇所	厚さ(mm)	表面の化粧加工	防虫処理	含水率
	・ ・図示	・有(・天然木化粧加工 ・塗装加工) ・無(等級： ・1等 ・2等 ・3等)	・行う ・行わない	※14%以下

9 直交集成板

・CLT(直交集成板)

施工箇所	品名	曲げ強度(強度等級)	種別	接着性能(使用環境)	樹種	寸法(mm)
						※ 図 示

10 合板等

下地用合板 [6.5.2]
・普通合板

施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	難燃処理	防炎処理
		※ 5.5 ・	・ラワン ・しな	※ 1類 ・ 2類	広葉樹(※ 2等以上 ・) 針葉樹(※ C-D以上 ・)	・	・	・

⊙構造用合板

施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	等級	板面の品質	防虫処理	強度等級
図示		※ 12.0 ・	⊙針葉樹	※ 1類 ⊙特類	※ 2級以上 ・1級	※ C-D以上 ・	・	※ 指定しない ・

・「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板

施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理
				※1等 ・2等 ・特類	・

・「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板

施工箇所	厚さ(mm)	化粧板に使用する単板の樹種名	接着の程度	防虫処理
			※1類 ・2類	・

・「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板

施工箇所	品名	厚さ(mm)	接着の程度	単板の樹種名	化粧加工の方法	防虫処理
			※1類 ・2類			・

・パーティクルボード

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分
	※ 15.0	・素地(・研磨板 ・無研磨板) ・単板張り (・研磨板 ・無研磨板)			

・構造用パネル

施工場所	品名	厚さ(mm)	等級
			・1級 ・2級 ・3級 ・4級

・ミディアムデンシティーファイバーボード(MDF)

施工箇所	厚さ(mm)	表裏の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分

11 接合具等

造作材の化粧面の釘打ち [6.5.3]
・適用する (※隠し釘打ち ・) ・適用しない
諸金物の形状、寸法及び材質 [6.5.3][表6.5.3～6.5.5]
・6.5.3(2)(ｱ)による
接着剤 ホルムアルデヒド放散量 ※Ｆ☆☆☆☆ [6.5.3]

12 木れんが

取付工法 ※接着工法 ・あと施工アンカー (径： 長さ：) [6.5.4]
接着剤 ホルムアルデヒド放散量 ※Ｆ☆☆☆☆ [6.5.4]

13 防腐・防蟻処理

・薬剤の加圧注入による防腐及び防蟻処理 [6.5.5]

適用部材	保存処理性能区分
	・K2 ・K3 ・K4 ・
	・K2 ・K3 ・K4 ・

・薬剤の塗布等による防腐及び防蟻処理

適用部材	処理の方法	薬剤の種類
	※ 薬剤製造所の仕様による	・
	・	・

・薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理
適用部位 ( )
・合板等の加圧注入による防腐・防蟻処理
適用部位 ( )

14 間仕切軸組に用いる木材

※ 図示 ・ [6.5.6]

15 床組に用いる木材

※ 図示 ・ [6.5.6]

16 窓，出入口，その他に用いる木材

※ 図示 ・ [6.5.7]

17 縁甲板及び上がりがまちに用いる木材

※ 図示 ・ [6.5.8]

18 壁及び天井に用いる木材

※ 図示 ・ [6.5.9]

⑲ 軽量鉄骨天井下地

野縁等の種類 [6.6.2][表6.6.1]
屋内 (※ 19形 ・ 25形) 屋外 (・ 19形 ※ 25形)
屋外の軒天井、ピロティ天井等
野縁等の間隔 [6.6.3][表6.6.2]

野縁	野縁受	つりボルト及びインサート	周辺部の端からの距離

新規天井下地のつりボルト受け等のインサート及びあと施工アンカー [6.6.4]
※既存の埋込みインサートを使用する ⊙新たにつりボルト用あと施工アンカーを設ける
つりボルトの引張試験 試験箇所数及び確認強度は6.6.4(ｳ) による
屋内 ※ 行う ・ 行わない 屋外 ※ 行う ・ 行わない
・耐風圧性を考慮した補強 [6.6.4]
適用箇所：※図示 ・ 補強方法：※図示 ・
・つりボルトの間隔が900mmを超える場合の補強
適用箇所：※図示 ・ 補強方法：※図示 ・ [6.6.4]
⊙天井下地材における耐震性を考慮した補強
適用箇所：※すべて ・図示 ・
補強方法：・国土交通省平成25年告示第771号の基準に適合するもの
※ 6.6.4(8)による。ただし、ふところ1.5m以下の場合も適用し、
固定方法は専用金具又はボルトとし、溶接は不可とする。
⊙天井のふところが3mを超える場合の補強
適用箇所：※図示 ・ 補強方法：※図示 ・
スタッド、ランナー等の種類 ※ 表6.7.1による ⊙図示 [6.7.3][表6.7.1]
スタッドの高さが5mを超える場合 ※ 図示 ・ [6.7.3]
出入口及びこれに準ずる開口部の補強 ※ 14.5.4(5)による ・図示 [6.7.4]

20 軽量鉄骨壁下地

(床仕上げ)

21 ビニル床シート張り

[6.8.2～6.8.3]

種類の記号	色柄	厚さ(mm)	特殊機能	施工箇所	備考
※FS ・	※ 無地 ⊙ 柄入	※ 2.0 ・	⊙ 防汚性 ⊙ 抗菌 ⊙ 防滑性 ・ 耐薬品性	図示	給式(トイレ用)ごみ処ｼｰﾄ 公表価格 5,000円/㎡程度
※FS ・	※ 無地 ・	※ 2.0 ・	・ 帯電防止 ・ 耐動荷重性 ・ 防滑性 ・ 耐薬品性		

接合部の処理 ※ 熱溶接工法 ・ 突付け (施工箇所：)
帯電防止性能 ※ 帯電防止性能評価値(JIS A 1455)1.2以上～3.2未満又は
体積電気抵抗値(JIS A 1454) 1×10⁷～10¹⁰Ω程度
下地 ※ 図示 ・

22 ビニル床タイル張り

[6.8.2～6.8.3]

種類の記号	色柄	寸法	厚さ(mm)	特殊機能	施工箇所
※KT	・無地	※300×300	※ 2.0 ・	・帯電防止 ・防滑性	
・TT ・FT	・柄物	・	・ 2.0 ・	・帯電防止 ・防滑性	
・FOA ・FOB			・	・帯電防止 ・防滑性	

帯電防止性能 ※ 帯電防止性能評価値(JIS A 1455)1.2以上～3.2未満又は
体積電気抵抗値(JIS A 1454) 1×10⁷～10¹⁰Ω程度

23 誘導用床材及び警告用床材

[6.8.2]

種類	寸法(mm)	厚さ(mm)	備考
・レジンコンクリート系	※ 300×300	※ 30	※ JIS T 9251適合品
・タイル系	・	・ 60	
・塩化ビニル系	※ 300×300	※ 図示	

24 ビニル幅木

[6.8.2]

材種	厚さ(mm)	高さ(mm)	施工箇所
※軟質 ・硬質	※ 1.5 ・	※ 60 ・ 75 ・ 100	

25 ゴム床タイル張り

[6.8.2]

色柄	種類	厚さ(mm)	寸法(mm)	備考
	・単層 ・複層	・3.0 ・4.0 ・5.0 ・6.0 ・9.0		

26 カーペット敷き

・織じゅうたん [6.9.2][表6.9.1]

織り方	パイル形状	帯電性	品質(公表単価(円/m2))
・ｳｨﾙﾄﾝｶｰﾍﾟｯﾄ ・ﾀﾞﾌﾞﾙﾌｪｰｽｶｰﾍﾟｯﾄ ・ﾌﾞﾘｽｼﾝｽﾀｰｶｰﾍﾟｯﾄ	・カットパイル ・ループパイル ・カット、ループ併用	・摘要する	

色柄、パイル糸の種類
※模様のない無地のもの 種別(・Ａ種 ・Ｂ種 ・Ｃ種)

・タフテッドカーペット [6.9.2]

パイル形状	パイル長	工法	帯電性	品質(公表単価(円/m2))
・カットパイル ・ループパイル ・レベルループパイル ・カット、ループ併用		※全面接着工法 ・グリッパー工法	・摘要する	

		高知市 都市建設部 公共建築課	工事名	高知市立自由民権記念館トイレ改修工事	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
			図面名	改修特記仕様書(3) 縮尺 1/	信清	大下		松末	特A-03
					作図 年 月 日				

項目	特記事項
	・タイルカーペット [6.9.2] 種類 / パイル形状 / 寸法(mm) / 総厚さ(mm) / 品質(公表単価(円/m2)) ※第一種 / ・カットパイル　※ループパイル / ※ 500×500 / ※ 6.5 / ・第二種 / ・カットパイル、ループ併用 / ・ / ・ 7.0 / タイルカーペットの敷き方　平場　※市松敷き　・模様流し [6.9.3] 階段部分　※模様流し　・市松敷き ・下敷き材　※JIS L 3204(反毛フェルト)に基づくの第２種２号、呼び厚さ 8.0mm　・ [6.9.2] 取付け用付属品 [6.9.2] 見切り　※(　材質　種類　形状　)　・図示 押え金物　※(　材質　種類　形状　)　・図示
27 合成樹脂塗床	[6.10.3][表6.10.4～表6.10.8] 種別 / 施工箇所 / 工法 / 仕上げの種類 ・厚膜型塗床材 弾性ウレタン樹脂系塗床 / ※図示 ・ / / ※平滑仕上げ　・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ ・厚膜型塗床材 エポキシ樹脂系塗床 / ※図示 ・ / ・薄膜流しのべ工法 ・厚膜流しのべ工法 ・樹脂モルタル工法 / ・平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・薄膜型塗床 / ※図示 / / ※平滑仕上げ 塗床材の塗料のホルムアルデヒド放散量 [6.10.2] ※Ｆ☆☆☆☆
28 フローリング張り	単層フローリング [6.11.2][6.11.3][6.11.4][6.11.6][表6.11.1][表6.11.3][表6.11.5] 種類 / 工法 / 厚さ(mm) / 樹種 / 備考 ・ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾎﾞｰﾄﾞ１等 / ・釘留め工法(根太張り) / ※15 / ・ / ・釘留め工法(直張り) / ・12 / ・ / ・接着工法 / ・8 / / ・ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ１等 / ・接着工法 / ※15 / ・ / ・ / ・ / ・ / フローリングボードの幅、長さ　※表6.11.1、表6.11.3、表6.11.5による フローリングブロックの幅、長さ　・300×300　・303×303 複合フローリング [表6.11.2][表6.11.4][表6.11.6] 工法 / 種別 / 厚さ(mm) / 樹種 / 備考 ・釘留め工法(根太張り) / ・Ａ種 / ※12 / ・ / ・釘留め工法(直張り) / ・Ｂ種 / ・15 (ひき板の厚さ) ・3mm以上 ※表6.11.4 / ・ / ・接着工法 / ※Ｃ種 / / /
	フローリングの幅、長さ　※表6.11.2、表6.11.4、表6.11.6による 接着工法の場合の不陸緩和材　※合成樹脂発泡シート　・ [6.11.5] 塗装　・工場塗装　・ウレタン樹脂ワニス塗り　・ [6.11.6][7.11.1] ・現場塗装　※ウレタン樹脂ワニス塗り　・Ａ種　※Ｂ種 ・オイルステイン塗りのうえワックス塗り ・生地のままワックス塗り　(自然塗料) 複合フローリングのホルムアルデヒド放散量 [6.11.2] ※Ｆ☆☆☆☆、またはそれと同等と認められるもの
29 畳敷き	・畳　種別　※Ｄ種(　畳床・KT-Ⅰ・KT-Ⅱ※KT-Ⅲ・KT-K・KT-N　) [6.12.2][表6.12.1] ・衝撃緩和型畳　畳表　・Ｃ１　・Ｃ２
(30) (天井、壁仕上げ)せっこうボードその他のボード及び合板張り	材料 [6.13.2][表6.13.1] 種類 / JISの記号 / 厚さ(mm) 規格等 ・硬質木毛セメント板 / ＨＷ / ・15　・20　・25 ・普通木毛セメント板 / ＮＷ / ・15　・20　・25 ・硬質木片セメント板 / ＨＦ / ・12　・16　・18　・21 ・普通木片セメント板 / ＮＦ / ・30 ・けい酸カルシウム板(ノンアスベスト) / 0.8ＦＫ 1.0ＦＫ / タイプ2(無石綿)　・6　・8 ⊙化粧けい酸カルシウム板 / / ⊙ 6　・ ⊙ロックウール化粧吸音板 / ＤＲ / ※フラットタイプ(※9(準不燃)　・12　・　) ・凹凸タイプ(※12(不燃)　・15　・　) ・ロックウール吸音ボード1号 / ＲＷ-Ｂ / ※25 ・グラスウール吸音ボード2号32K / ＧＷ-Ｂ / ※25(ガラスクロス包) ⊙せっこうボード / ＧＢ-Ｒ / ※12.5(不燃)　・15(不燃)　・9.5(準不燃) ・不燃積層せっこうボード / ＧＢ-ＮＣ / ・9.5(不燃)　・化粧無(下地張り用) ・化粧有(トラバーチン模様) ⊙シージングせっこうボード / ＧＢ-Ｓ / ※12.5(不燃)　・15(不燃)　・9.5(準不燃) ⊙強化せっこうボード / ＧＢ-Ｆ / ⊙12.5(不燃)　⊙15(不燃) ・せっこうラスボード / ＧＢ-Ｌ / ・9.5　・12.5 ⊙化粧せっこうボード(ﾄﾗﾊﾞｰﾁﾝ模様) / ＧＢ-Ｄ / ⊙9.5(準不燃)　・12.5(不燃) ・化粧せっこうボード(木目) / ＧＢ-Ｄ / ・9.5(準不燃)　・12.5(不燃)　模様(　) ・普通合板 / / 表板の樹種名　※図示 板面の品質(　) 厚さ(mm)(　) 接着の程度　・１類　・２類 ・防虫処理　・難燃処理　・防炎処理 ・コンクリート型枠用合板 / / 厚さ(mm)(　) ・構造用合板 / / 厚さ(mm)(　) ・天然木化粧合板 / / 化粧板の樹種名(　) 接着の程度　・１類　・２類 厚さ(mm)(　) ・防虫処理 ・特殊加工化粧合板 (・メラミン化粧合板　) (・ポリエステル化粧合板　) (・プリント合板　) (・　) / / 表面性能　・Ｆ　・FW　・W　・SW 接着の程度　・１類　・２類 厚さ(mm)(　) ・防虫処理 ・ミディアムデンシティファイバーボード / ＭＤＦ / ・3　・7　・9　・12 ・単板張りパーティクルボード / / ・無研磨板　・研磨板 ・10　・12　・15　・18 ・化粧パーティクルボード / / ・単層オーバーレイ ・塗装　・プラスチックオーバーレイ ・10(難燃)　・12(難燃) ・ハードボード(素地) / ＨＢ / ・無研磨板(・スタンダード　・テンパード　) ・研磨板　(・スタンダード　・テンパード　) ・ハードボード(化粧) / / ・内装用　・外装用 ・2.5　・3.5　・5　・7 ・インシュレーションボード / ＩＢ / Ａ級(・天井仕上　・内装仕上　・　) ・9　・12　・15　・18

項目	特記事項
	せっこうボードの目地処理の種類 [6.13.3][表6.13.5] 目地工法の種類 / せっこうボードのエッジの種類 雑目処理工法 / ・テーパエッジ　※ベベルエッジ 突付け工法 / ※ベベルエッジ　・スクェアエッジ 目透し工法 / ※スクェアエッジ　・ベベルエッジ
	合板類の張付け　・Ａ種　※Ｂ種 [6.13.3][表6.13.3] ＭＤＦ及びパーティクルボード並びに合板のホルムアルデヒド放散量 ※Ｆ☆☆☆☆、またはそれと同等と認められるもの [6.13.2] 遮音壁に用いるシール材　・シーリング材　・ジョイントコンパウンド [6.13.2] 天井のボードの重ね張りの張り付け方法(ロックウール吸音板を除く) [6.13.3] (　)
31 壁紙張り	壁紙 [6.14.2] 種類 / 程度 / 防火性能 / 施工箇所 ※塩化ﾋﾞﾆﾙ樹脂系 / / ・不燃　・準不燃　・難燃 / ・ / / ・不燃　・準不燃　・難燃 / ・ / / ・不燃　・準不燃　・難燃 / 素地ごしらえ　モルタル面及びプラスター面　・Ａ種　※Ｂ種 [6.14.3][表7.3.4] コンクリート面及びALCパネル面　・Ａ種　※Ｂ種 [6.14.3][表7.3.5] せっこうボード及びその他のボード面　・Ａ種　※Ｂ種 [6.14.3][表7.3.7] 壁紙のホルムアルデヒドの放散量等※Ｆ☆☆☆☆、またはそれと同等と認められるもの [6.14.2]
(32) 接着剤	壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート、幅木、フローリングその他内装に使用する接着剤の ホルムアルデヒド放散量 ※Ｆ☆☆☆☆
(33) モルタル塗り	モルタル　※現場調合材料　・既調合材料(　) [6.15.3] 既製目地材　・適用する(形状：※図示　・　) [6.15.5] 仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の処置 ※ステンレス製アンカーピン縦横@200打込、ステンレス製ラス等張り　・図示 床の目地　・適用する(目地割り　※2m程度　最大目地間隔3m程度　・　) [6.15.6] (種類　※押し目地　・　)
(34) タイル張り	タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗りの接着力試験 ※行う　・行わない 伸縮調整目地の位置　・図示　※6.16.2(1)(7)による [6.16.2] タイルの見本焼き　※行わない　・行う [6.16.2] タイルの試験張り　※行わない　・行う [6.16.2] ・セメントモルタルによるタイル張り [6.16.3] 施工箇所 / 形状寸法(mm) / 吸水率の区分 Ⅰ類 Ⅱ類 Ⅲ類 / うわぐすり 施釉 無釉 / 色 標準 特注 / 耐凍害性 / 耐滑り性 / 役物の適用 / 品質(公表単価(円/m2)) / / ・ ・ ・ / ・ ・ / ・ ・ / ・ / ・ / ・ / / / ・ ・ ・ / ・ ・ / ・ ・ / ・ / ・ / ・ / / / ・ ・ ・ / ・ ・ / ・ ・ / ・ / ・ / ・ / 標準的な曲がりの役物は一体成形とする。 下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理　・MCR工法　・目荒し工法　・ 壁タイル張りの工法 内装タイル　・密着張り　・改良圧着張り [表6.16.4] ⊙有機系接着剤によるタイル張り [6.16.4] 施工箇所 / 形状寸法(mm) / 吸水率の区分 Ⅰ類 Ⅱ類 Ⅲ類 / うわぐすり 施釉 無釉 / 色 標準 特注 / 耐凍害性 / 耐滑り性 / 役物の適用 / 品質(公表単価(円/m2)) ﾄｲﾚ(汚垂ﾀｲﾙ) / 図示 / ⊙ ・ ・ / ・ ⊙ / ⊙ ・ / ・ / ・ / ・ / 標準品　ﾃｰﾊﾟｰ付き / / ・ ・ ・ / ・ ・ / ・ ・ / ・ / ・ / ・ / / / ・ ・ ・ / ・ ・ / ・ ・ / ・ / ・ / ・ / 標準的な曲がりの役物は一体成形とする 接着剤のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・ [6.16.4] 壁タイル張りの工法 内装タイル　※内装壁タイル接着剤張り [表6.16.6]
35 セルフレベリング材塗り	[6.17.2][6.17.3][表6.17.1] 種類 / 標準塗厚(mm) / 施工箇所 ・せっこう系・セメント系 / ※10　・ /
(36) 吸音材	⊙グラスウール吸音材　24kg/m3

項目	特記事項
塗装改修工事	
(1) 一般事項	屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量　※Ｆ☆☆☆☆とする [7.1.3] 防火材料　⊙屋内の壁及び天井の塗装仕上げは、防火材料とする。 [7.1.3] ・次の箇所を除き防火材料とする。(箇所：　)
(2) 下地調整	塗替えＲＢ種の既存塗膜の除去範囲　※劣化部分は除去し、活膜部分は残す　・ [7.2.1] [7.2.2～7.2.7][表7.2.1～表7.2.7] 下地面の種類 / 下地調整の種別 / ひび割れの補修 木部 / 不透明塗料塗り / ※ＲＢ種　・ / 木部 / 透明塗料塗り / ・ＲＢ種　・ / 鉄鋼面 / / ※ＲＢ種　・ / 亜鉛めっき鋼面 / / ※ＲＢ種　・ / モルタル面、プラスター面 / / ※ＲＢ種　・ / ・行う ・行わない コンクリート面(DP以外)・ＡＬＣパネル面 / / ※ＲＢ種　・ / ・行う ・行わない コンクリート面(DP)・押出成形セメント板面 / / ・ / ・行う ・行わない せっこうボード面・その他ボード面 / / ※ＲＢ種　・ /
(3) 素地ごしらえ	[7.3.2～7.3.7][表7.3.1～表7.3.7] 下地面等 / 種別 木部 / 不透明塗料塗り / ※Ａ種　・Ｂ種 木部 / 透明塗料塗り / ・Ａ種　※Ｂ種 鉄鋼面(DP以外) / / ・Ａ種　・Ｂ種　※Ｃ種 鉄鋼面(DP) / / ・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種 亜鉛めっき鋼面 / / ・Ａ種　・Ｂ種 モルタル面及びプラスター面 / / ・Ａ種　※Ｂ種 コンクリート・ＡＬＣパネル面(DP以外) / / ・Ａ種　※Ｂ種 コンクリート(DP) / / ・Ａ種　・Ｂ種 押出成形セメント板面 / / ・Ａ種　・Ｂ種 せっこうボード面(継目処理工法) / / ※Ａ種　・Ｂ種 せっこうボード面(継目処理以外)・その他ボード面 / / ・Ａ種　※Ｂ種

項目	特記事項
4 錆止め塗料の種類	[7.3.3、7.4.2～7.4.3][表7.3.3、表7.4.1～表7.4.6] 塗装面 / 塗替え / 塗料 / 工程 鉄鋼面 / SOP / 塗替え / / ※Ｃ種 新規見え掛り部分 / ※Ａ種 / ※Ａ種　・Ｂ種 新規見え隠れ部分 / / ※Ｂ種　・Ａ種 DP / 塗替え / 1回目　Ｃ種 2、3回目　Ｄ種 / ※Ａ種 ※Ｅ種 / ・Ｂ種　・Ｃ種 新規見え掛り部分 / 1回目　Ｃ種 / ※Ａ種 新規見え隠れ部分 / 2、3回目　Ｄ種 / ※Ｂ種 屋内(EP-G) / 塗替え / / ※Ｃ種 新規見え掛り部分 / ※Ｂ種　・Ａ種 / ※Ａ種 新規見え隠れ部分 / / ※Ｂ種 亜鉛めっき鋼面 / SOP / 塗替え / ※Ａ種　・Ｂ種 / ※Ｃ種 鋼製建具 / ※Ａ種　・Ｂ種 / ※Ａ種　・Ｂ種 鋼製建具以外 / ※Ｂ種　・Ａ種 / ※Ｂ種　・Ａ種 DP / 塗替え / ※Ｂ種 / [表7.4.6] 鋼製建具 / ※Ｂ種 / [表7.4.6] 鋼製建具以外 / ※Ｂ種 / [表7.4.6] 屋内(EP-G) / 塗替え / ※Ｃ種 / ※Ｃ種 鋼製建具 / ※Ｃ種 / ※Ａ種　・Ｂ種 鋼製建具以外 / ※Ｃ種 / ※Ｂ種　・Ａ種
(5) 塗装の種別	[7.3.2、7.5.2～7.13.2][表7.5.1～表7.13.1] 略号 / 塗装 / 塗装面 / 塗替え / 新規 ・SOP / 合成樹脂調合ペイント塗り 塗料の種類　※１種 / 木部(屋外) / ※Ｂ種 / ※A種　・ 木部(屋内) / ※Ｂ種 / ※Ｂ種 鉄鋼面 / ※Ｂ種 / ※B種　・A種 亜鉛めっき鋼面 / ※Ｂ種 / ※B種 鋼製建具(亜鉛めっき鋼面) / ※Ａ種 / ※B種 ・CL / クリヤラッカー塗り / ※B種　・A種 / ※B種　・A種 ・NAD / アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り / ※B種　・A種 / ※B種　・A種 ・DP / 耐候性塗料塗り 上塗り塗料等級 ・1級　・2級 ・3級 / 鉄鋼面 / 表7.8.1 / 表7.8.1 亜鉛めっき鋼面 / 表7.8.2 / 表7.8.2 ｺﾝｸﾘｰﾄ面及びECP面 / ・A-2　・B-2 ・C-2 / ・A-1　・B-1 ・C-1 ⊙EP-G / つや有合成樹脂エマルションペイント塗り / ｺﾝｸﾘｰﾄ面 / ※Ｂ種 / ※B種　・A種 ﾓﾙﾀﾙ面 / ※Ｂ種 / ※B種　・A種 ﾌﾟﾗｽﾀｰ面 / ※Ｂ種 / ※B種　・A種 せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面 / ※Ｂ種 / ※B種　・A種 その他ﾎﾞｰﾄﾞ面 / ※Ｂ種 / ※B種　・A種 屋内木部 / ※Ｂ種 / ※A種 屋内鉄鋼面 / ※Ｂ種 / ※A種　・B種 屋内亜鉛めっき鋼面 / ※Ａ種 / ※A種　・B種 ・EP / 合成樹脂エマルションペイント塗り / ｺﾝｸﾘｰﾄ面 / ※Ｂ種 / ※B種　・A種 ﾓﾙﾀﾙ面 / ※Ｂ種 / ※B種　・A種 ﾌﾟﾗｽﾀｰ面 / ※Ｂ種 / ※B種　・A種 せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面 / ※Ｂ種 / ※B種　・A種 その他ﾎﾞｰﾄﾞ面 / ※Ｂ種 / ※B種　・A種 ・UC / ウレタン樹脂ワニス塗り / ※Ｂ種 / ※B種　・A種 ・ステイン塗り / ・ピグメントステイン塗り / 表7.12.1 / 表7.12.1 ・オイルステイン塗り(OS) / / / ・WP / 木材保護塗料塗り / ※Ｂ種 / ※B種　・ CL　A種の場合の塗料の種類　・ UC　着色　・適用する OS　仕様　・図示
環境配慮改修工事	
(1) 石綿含有建材の除去工事	石綿含有建材の有無及び除去等 [9.1.3～9.1.5] 石綿含有建材の種類 / 使用部位 / 使用材料 / 除去工法 飛散性 / ・石綿含有吹付材 / / / ※9.1.3による ・ 非飛散性 / ・石綿含有保温材 / / ・ / ※9.1.3による / / / ・ / ※9.1.4による ・ / ⊙石綿含有成形板等 / 棚板 / ⊙石綿板 / ※9.1.5による ・ 石綿含有吹付け材の飛散防止処置　※湿潤化　・固形化 ・石綿含有仕上塗材の除去 [9.1.6] 使用部位(　) 使用材料(　) 除去工法 ※厚生労働省「石綿飛散漏洩防止対策徹底ﾏﾆｭｱﾙ」による工法の内、飛散防止に関し隔離措置と同等と判断できる工法 ・ 除去範囲　※図示 試験施工　※行わない　・行う 処分 [9.1.3] 管理型・安定型を確認の上、廃棄物処理法による許可を受けた施設で適切に処理すること。 石綿粉じん濃度測定 ※建築物石綿含有建材調査報告書により、監督職員と協議する。 ・行う　・行わない [9.1.1] 測定時期 / 測定場所 / 測定名称 / 測定点 処理作業前 / ・処理作業室内 / 測定１ / ※2点　・3点 ・施工区画周辺又は敷地境界 / 測定２ / ※2点　・ 処理作業中 / ・処理作業室内 / 測定３ / ※2点　・ ※セキュリティーゾーン入口 / 測定４ / ※1点　・ ※集じん，排気装置の排出口(処理作業室外の場合) / 測定５ / ※1点　・ ※施工区画周辺又は敷地境界 / 測定６ / ※4方向　各1点 処理作業後(隔離シート撤去前) / ※処理作業室内 / 測定７ / ※2点以上 ・ ・施工区画周辺又は敷地境界 / 測定８ / ※4方向　各1点 測定方法 ・JIS K3850-1に基づいた測定(・測定4　・測定5　・測定6　・測定7　・　) ・自動測定器による測定(・測定4　・測定5　・　)

		高知市　都市建設部　公共建築課	工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
			高知市立自由民権記念館トイレ改修工事	信清	大下	亀山	松末	特A-04
			図面名　改修特記仕様書(4)　縮尺　1/　作図　年　月　日					

項目	特記事項
2 外断熱改修工事	断熱材の種類　※ 図示　・　[9.2.2] 断熱材の厚さ　※ 図示　・ 外装材の種類及び防火性能　種類　・　防火性能　・　[9.2.2] 既存外壁の仕上材の撤去　※ 図示　・　[9.2.3] 下地面の清掃　※ 図示　・　[9.2.3] 欠損部の改修工法　・適用（※ 図示　※ 4.1.4　・　）　[9.2.3] 建築基準法に基づく風圧力の（※1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法　[9.2.4] 不陸等の下地調整　※ 図示　・　[9.2.4] 断熱材の施工　※ 製造所の仕様による　・　[9.2.4] 外装材の施工　※ 図示　・　[9.2.4] 通気層　・有(厚さ ※ 図示　・　・)無　・　[9.2.4] 外装材の外壁への取付　※ 図示　・　[9.2.4] 笠木の施工　※ 3章9節による　・　[9.2.4]
3 断熱 ・ 防露改修工事	断熱材打込み工法又は断熱材後張り工法の材料　[9.3.2][9.3.4]

種類	等級	厚さ(mm)	施工箇所
・JIS A 9521(建築用断熱材)によるビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	・	・	
※ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材(スキン層なし)	※ 2種ｂA ・	※ 25 ・	
・硬質ウレタンフォーム断熱材	・ ・	・ ・	
・フェノールフォーム断熱材	・ ・	・ ・	
・JIS A 9521(建築用断熱材)によるビーズ法ポリスチレンフォーム保温材	・	・	
・押出法ポリスチレンフォーム保温材（スキンなし）	・	・	

	フェノールフォーム断熱材のホルムアルデヒド放散量　[9.3.2][9.3.4] ※ Ｆ☆☆☆☆，またはそれと同等と認められるもの 断熱材現場発泡工法の材料　(JIS A 9526による)　[9.3.3] ※ Ａ種１　・Ｂ種 厚さ(mm)　・ 25　・ 30　・ 製造所 評価名簿による
4 屋上緑化改修工事	材料　芝及び地被類の種類等　・　[9.4.2] 見切り材　・　[9.4.2] 舗装材　・　[9.4.2] 排水孔　・　[9.4.2] マルチング材　・　[9.4.2] 建築基準法に基づく風圧力の（※1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法　[9.4.3] かん水装置及び種類　※ 図示　・　[9.4.3] 既存保護層等の撤去　※ 図示　・　[9.4.3] 新植樹木等の枯補償期間　※ 引渡しの日から1年　・　[9.4.4]
5 透水性アスファルト舗装改修工事	既存舗装の撤去　・撤去する　・一部再利用する　・　[9.5.2] 路床　凍上抑制層　・適用する 厚さ　※ 図示　・　[9.5.3] 材料　※有機物，ごみ等を含まないもの　・　[9.5.3] ※適用しない 透水性舗装のフィルターの厚さ管理用車両通行部（※ 150mm　・　）　[9.5.3] 歩行者用通路　（※ 50mm　・　） 路床安定処理　・適用する　[9.5.3] 方法　※ 添加材料による安定処理　・ 厚さ　※ 300mm　・ 目標CBR　※ 5以上　・ ・適用しない 盛土の種別　・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　[9.5.3][表9.5.1] 路床安定処理用添加材料の種類　・　[9.5.3][表9.5.2] ジオテキスタイル　・適用する(品質 ・　)・適用しない　[9.5.3] 発生土の処理　※ 構外搬出適切処理　[9.5.3] (搬出前に建設発生土の受入証明又は法令による許可書等を提出する) ・構内指示の場所に敷き均し ・構内指示の場所にたい積 ・構外指示の場所に処分(搬出調書等を提出する) ・受入れ施設名： ・受入れ場所： ・仮置き場所： 試験　路床土の支持力比(CBR)試験　・行う　・行わない　[9.5.3] 現場CBR試験　・行う　・行わない　[9.5.3] 路床締固め度の試験　・行う　・行わない　[9.5.3] 砂の粒度試験　・行う　・行わない　[9.5.3] 路盤　厚さ　管理用車両通行部（※ 150mm　・　）　[9.5.4] 歩行者用通路　（※ 100mm　・　） 材料　・クラッシャラン　・粒度調整砕石　[9.5.4][表9.5.3] ※再生クラッシャラン　・再生粒度調整砕石 ・クラッシャラン鉄鋼スラグ　・粒度調整鉄鋼スラグ ・水硬性粒度調整鉄鋼スラグ 締固め度の試験　※ 行う　・行わない　[9.5.4] 舗装の構成及び仕上り 厚さ　管理用車両通行部（※ 50mm　・　）　[9.5.5] 歩行者用通路　（※ 30mm　・　） 平たん性　※ 著しい不陸がないもの　・　[9.5.5] 開粒度アスファルト混合物の抽出試験　・行う　※ 行わない　[9.5.9]

項目	特記事項
コンクリート工事	
1 コンクリートの種類・強度・スランプ	※ 普通コンクリート　(6.2.1～6.2.2)(6.2.4)(表6.2.2)

設計基準強度 Fc(N/mm2)	スランプ (cm)	適用箇所
※ 21	⊙15 ・ 18	全て
・ 18	・ 15 ・ 18	
・		

・軽量コンクリート

設計基準強度 Fc(N/mm2)	スランプ (cm)	適用箇所 (5.4.10)
※ 21	・ 15 ・ 18	
・ 18	・ 15 ・ 18	
・		

	コンクリートの類別　※ Ⅰ類　・ Ⅱ類　(6.2.1)(表6.2.1)
2 セメントの種類	※ 普通ポルトランドセメント又は混合セメントのＡ種　(6.3.1)(6.13.2) ・高炉セメントＢ種　(適用箇所：　) ・フライアッシュセメントＢ種(適用箇所：　)
3 骨材	アルカリシリカ反応性による区分　※ Ａ　・ Ｂ　(6.3.1)
4 混和材料	⊙混和剤　※ＡＥ剤又はＡＥ減水剤標準形（JIS A 6204)　(6.3.1) ・高性能ＡＥ減水剤標準形　(JIS A 6204) ・ ・混和材　・フライアッシュ（ ・ Ⅰ種 ・Ⅱ種 ・Ⅳ種 ）(JIS A 6201) ・コンクリート用高炉スラグ微粉末　(JIS A 6206) ・コンクリート用シリカフューム　(JIS A 6207) ・コンクリート用膨張材　(JIS A 6202)
5 構造体強度補正値 (S)	※表6.3.2による　⊙無　(6.3.2)
6 打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地	打継ぎ目地の寸法　※ 9.7.3(1)(7)による　・　(6.6.4)(9.7.3) ひび割れ誘発目地の位置　※ 図示　・　(6.8.1) ひび割れ誘発目地の形状及び寸法※ 9.7.3(1)(7)による　・　(6.8.1)(9.7.3)
7 打増し厚さ	外部に面するコンクリートの打増し厚さ(mm)　(6.8.1) 外壁　※ 図示　・ 20　・ 25　・ 軒天　※ 図示　・ 10　・ 15　・ 20 その他　※ 図示　・ 20
8 構造体ｺﾝｸﾘｰﾄの仕上り	コンクリートの打放し仕上げ ※合板せき板を用いる場合　(6.2.5)(6.8.2)(表6.2.4)

種別	厚さ(mm)	施工箇所
・Ａ種	※ 12　・	
・Ｂ種	※ 12　・	
・Ｃ種	※ 12　・	

・せき板の材料として合板を用いない場合
材料（　）
厚さ（　）

9 コンクリートの仕上りの平たんさ	適用部位　※ 下表　・図示　(6.2.5)(表6.2.5)(15.4.2)

種別	コンクリートの内外装仕上げ	平たんさ	適用部位による仕上げの目安 柱・梁・壁	適用部位による仕上げの目安 床
a 種	ｺﾝｸﾘｰﾄが見え掛りとなる場合又は仕上げ厚さが極めて薄い場合その他非常に良好な平たんさ及び良好な表面状態が必要な場合	3mにつき 7mm以下	化粧打放しｺﾝｸﾘｰﾄ 塗装仕上げ 壁紙張り 接着剤による陶磁器質ﾀｲﾙ張り	合成樹脂塗床 ﾋﾞﾆﾙ系床材張り 床ｺﾝｸﾘｰﾄ直均し仕上げ ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ（置敷式）
b 種	仕上げ厚さが７mm 未満の場合その他良好な平たんさが必要な場合	3mにつき 10mm以下	仕上塗材塗り 外装ﾀｲﾙやｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ張り	ｶｰﾍﾟｯﾄ張り 防水下地 ｾﾙﾌﾚﾍﾞﾘﾝｸﾞ材塗り
c 種	仕上げ厚さが７mm 以上の場合又は下地の影響を受けにくい仕上げの場合	1mにつき 10mm以下	ｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙによる陶磁器質ﾀｲﾙ張り ﾓﾙﾀﾙ塗り 胴縁下地	ﾀｲﾙ張り ﾓﾙﾀﾙ塗り 二重床

10 スリーブの材種、規格等	※ 下記の通り　・図示　(6.8.2)(表6.8.1) （ｉ）外壁の地中部分等水密を要する部分に用いるスリーブは、つば付き鋼管とする。 （ii）地中部分で水密を要しない部分に用いるスリーブは、硬質ポリ塩化ビニル管とする。 （iii）（ｉ）及び（ii）以外の円形スリーブは、溶融亜鉛めっき鋼板とし、原則として、筒形の両端を外側に折り曲げてつばを設ける。また、必要に応じて、円筒部を両方から差し込む伸縮形とする。 （iv）硬質ポリ塩化ビニル管は、防火区画を貫通する場合には使用しない。 なお、柱及び梁以外の箇所で、開口補強が不要であり、かつ、スリーブ径が 200mm 以下の部分は、紙チューブとすることができる。
11 床型枠用鋼製デッキプレート	評価名簿による　(6.8.3)

使用箇所	厚さ	備考

12 軽量コンクリート	(6.10.1)(6.10.2)(表 6.10.1)

種類	所要気乾単位容積質量 (t/m3)	スランプ	適用箇所
・１種 ・２種	※表6.10.1による　・	※21　・	※ 図示

13 無筋コンクリート(捨コンクリートを除く)	コンクリートの種類　※ 普通コンクリート　・軽量コンクリート　(6.14.1)

設計基準強度 Fc(N/mm2)	スランプ(cm)	適用箇所
※ 18　・	※15　・18	※ 6.14.1(4)による　・図示

金属工事	
1 あと施工アンカー（天井下地用を除く）	施工後の確認（引張試験）　・行う　⊙行わない　確認強度（　）　(14.1.3)

ユニット及びその他工事	
1 トイレブース	パネル表面材　※図示　・メラミン樹脂系化粧板　・ポリエステル樹脂系化粧板　(20.2.5) 脚部の種類　※図示　・幅木タイプ　・ ドアエッジ　※図示　・アルミニウム製　・ステンレス製　・ 製造所　評価名簿による

項目	特記事項
2 表示	室名札等　(20.2.11)

区分	材質・厚さ(mm)	印刷等の種別	色彩	取付形式	書体
・室名札 ⊙ピクトグラフ ・とびら番号 ・非常用進入口 ・	※図示 ・アクリル板 （※5.0　・　）	※ シルクスクリーン印刷 ⊙ 図示	※図示 ・	※図示 ・	※図示 ・
・建物案内板 ・各階案内板 ・	※アクリル板 （※8.0　・　） ・図示	※ シルクスクリーン印刷 ・ 図示	※図示 ・	※図示 ・	※図示 ・

・対人衝突防止表示　※ 図示

3 天井見切縁	材種　・アルミニウム製　※ 塩ビ
4 点検口	

形式	材種	寸法	形式			錠
				外枠	内枠	
天井	※ アルミニウム製 ・	※ 450×450 ・ 600×600 ・	一般形	⊙ 額縁タイプ ・ 目地タイプ ・ 密閉形	⊙ 額縁タイプ ・ 目地タイプ	※ なし ・ あり
床	・ アルミニウム製 ※ ステンレス製	・ 450×450 ※ 600×600 ・	・ 一般形 ・ 結露防止形	⊙ 密閉形	・ 屋内外用	・ なし ※ あり
					⊙ 屋内用	

製造所　評価名簿による

5 面台	材種　⊙ﾒﾗﾐﾝﾎﾟｽﾄﾌｫｰﾑ　t=20

解体工事	
1 解体範囲	※ 図示(土中解体で図面に記載がない場合は、基礎捨コンクリートまでとする。) ・その他(　)
2 解体作業注意事項	a) 解体機器は圧砕機を主体とし、騒音及び振動等の発生防止に努める。 b) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、その他の関係法令等によるほか、工事に伴い発生する廃棄物は選別等を行い、リサイクル等再資源化に努めること。 c) 車両の出入りにおいては、道路を泥等で汚さないように留意すること。また、止むを得ず汚した場合は、速やかに清掃すること。 d) 解体作業中は散水等を行い、粉塵等の飛散防止に努め、廃材搬出車両には、飛散防止用のシートを被せて運行すること。 e) 工事作業者の通勤用車両での乗り込みは最小限に留め、全ての工事関係車両は進入路及び敷地内では徐行運転すること。 f) 工事関係車両は、周辺道路での待機及び路上駐車は行わないこと。 g) 施設関係者、通行者、近隣等に危害が及ばぬよう、騒音及び振動、工事関係車両の通行等に注意すること。 h) ＰＣＢが含まれる機器類が発見された場合は、監督職員に報告すること。また、そのＰＣＢを含む機器類については、高知市が指示する場所に保管すること。 i) 以上の項目は受注者はもとより下請業者にも、周知徹底させること。
3 作業時間等	資材、機材の搬入は朝夕の交通ラッシュ時には行わないこと。
4 騒音測定等	解体作業中はデジタル式の(・騒音計　・振動計)を設置し、記録すること。また、記録したものを報告書として提出すること。なお、関連法令で定める数値を上回った場合は、作業を中止し、監督職員に速やかに報告すること。 測定点　※ 敷地境界（　）か所：詳細な位置は監督職員と協議による ・図示　・その他(　)
5 その他	・電灯等は、別途設備工事で撤去することする。 ・工事現場着手は電気及び機械設備工事の切り替え後とする。

高知市　都市建設部　公共建築課

工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
高知市立自由民権記念館トイレ改修工事	信清	大下	雪山	松木	特A-05
図面名　改修特記仕様書（5）　縮尺　1/	作図　年　月　日				

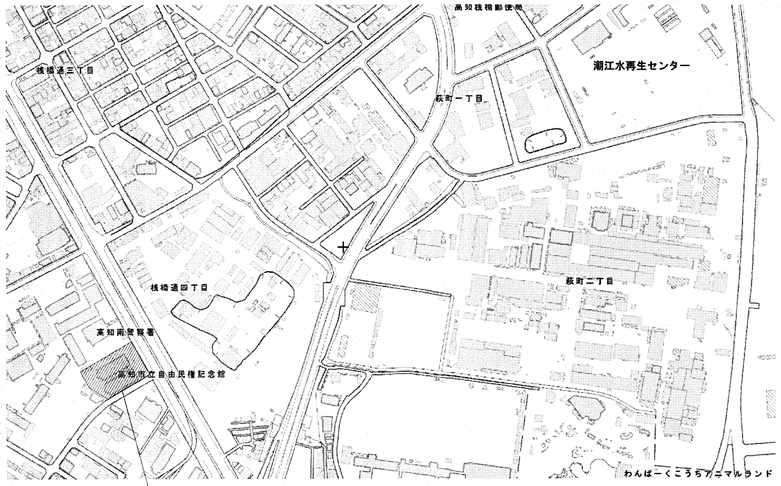

工事場所：高知市立自由民権記念館
高知市桟橋通四丁目14番3号

付近見取図

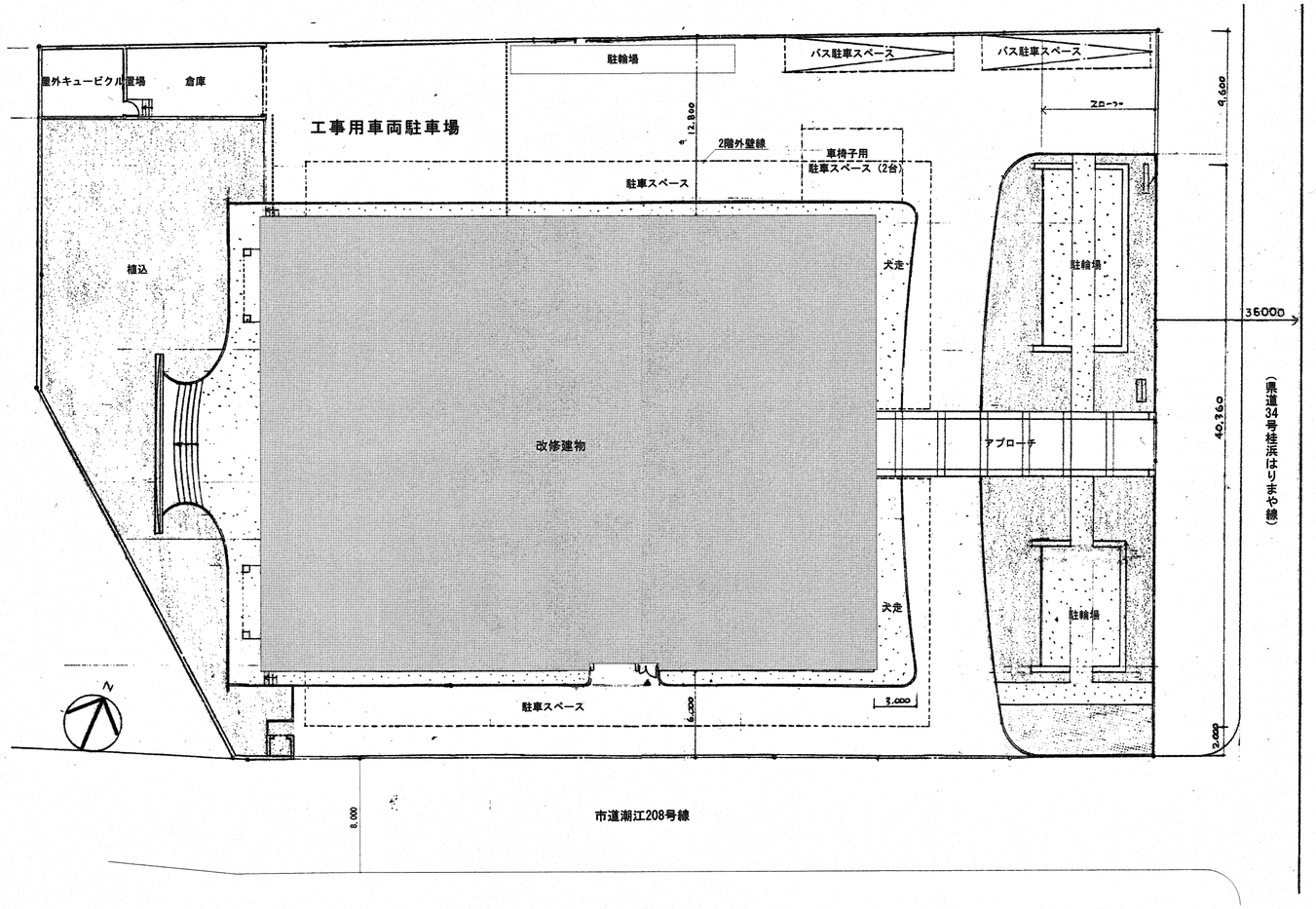

配置図　1/300

施工条件

・施設を利用しながらの工事となるため、日常的な清掃を行い、作業時間・作業内容・騒音及び振動を伴う作業については、施設管理者と協議の上、作業日時等に配慮すること。

施設の開館日：火～日曜日　　施設の休館日：月曜日及び祝日の翌日（月曜日が祝日の場合は翌日が休館）

・下記日程は、大きな騒音又は振動を伴う作業不可とする。

令和８年　６月７日(日)午前、６月12日(金)終日、６月14日(日)終日、６月20日(土)終日、６月21日(日)終日、６月27日(土)午後、６月28日(日)午後
７月４日(土)午後、７月５日(日)午後、７月23日(木)午前、７月25日(土)終日、７月30日(木)午前、８月１日(土)午後、８月22日(土)終日
９月12日(土)終日、９月26日(土)終日、９月27日(日)午後

※施設の休館日に作業を行う場合や、行事予定が変更になる等作業可能となる場合もあるため、事前に施設管理者に確認すること。

高知市 都市建設部 公共建築課			
係	係長	課長補佐	課長
信清	大下	豊山	松永

工事名	高知市立自由民権記念館トイレ改修工事	SEET NO A-01	CHECKED BY
図面名	付近見取図・配置図	DATE	DRAWN BY 芝田
SCALE 1/300(A3=71%)	一級建築士事務所　高知県知事登録第956号 一級建築士　大臣登録第182598号　山口英治	高知市本町5-1-10 TEL　088-821-0230	

有限会社
山口英治建築設計事務所

■材料表

材料記号	名　称	認定番号	材料記号	名　称	認定番号
GB-D t=9.5	化粧せっこうボード	準不燃QM-0524	EP-G	つや有合成樹脂エマルションペイント塗	不燃　NM-8585
GB-S t=12.5	耐水せっこうボード	不燃　NM-9639			
GB-F t=12.5，15	強化せっこうボード	不燃　NM-8615			
令２５条の５　関連 居室（換気経路として使用する部分を含む）に面する仕上げ材料は全てＦ☆☆☆☆以上を使用し、その他もＦ☆☆☆☆以上を使用する					

■内部仕上表

階数	室　名	既存	床		幅　木	壁		面台壁	天　井		廻　縁	備　考
		改修	下地	仕上げ		下地	仕上げ	下地 仕上げ	下地	仕上げ		
1F	女子ﾄｲﾚ	改修前	ﾓﾙﾀﾙ下地 t=30 →既存のまま	ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ張り t=2 →撤去		ﾓﾙﾀﾙ下地 →既存のまま（浮き部のみ撤去）	100角半磁器ﾀｲﾙ張り →既存のまま（浮き部のみ撤去）	CB下地 t=100→撤去 100角半磁器ﾀｲﾙ張り→撤去	軽量鉄骨下地 →撤去	ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6 VE →撤去		天井点検口（450角）→ 撤去 床点検口（600角）→ 撤去
		改修後	ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾍﾟｰｽﾄ塗	乾式ﾄｲﾚ用ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ張り t=2.0	床材巻上げ H=100	ﾀｲﾙ面：ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾍﾟｰｽﾄ塗 ﾀｲﾙ撤去部：ﾓﾙﾀﾙ補修 新設壁：LGS65型+GB-S t=12.5 ｸﾞﾗｽｳｰﾙW50充填	化粧ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6.0張り	LGS65型+耐水合板 t=12 +化粧ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6張り	LGS下地	GB-D t=9.5張り	塩ビ製	天井点検口（450角） 床点検口（600角）
1F	男子ﾄｲﾚ	改修前	ﾓﾙﾀﾙ下地 t=30 →既存のまま	ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ張り t=2 →撤去 汚垂石：花崗石張り→撤去		ﾓﾙﾀﾙ下地 →既存のまま（浮き部のみ撤去）	100角半磁器ﾀｲﾙ張り →既存のまま（浮き部のみ撤去）	CB下地 t=100→撤去 100角半磁器ﾀｲﾙ張り→撤去	軽量鉄骨下地 →撤去	ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6 VE →撤去		天井点検口（450角）→ 撤去 床点検口（600角）→ 撤去
		改修後	ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾍﾟｰｽﾄ塗	乾式ﾄｲﾚ用ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ張り t=2.0 汚垂ﾀｲﾙ	床材巻上げ H=100	ﾀｲﾙ面：ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾍﾟｰｽﾄ塗 ﾀｲﾙ撤去部：ﾓﾙﾀﾙ補修 新設壁：LGS65型+GB-S t=12.5 ｸﾞﾗｽｳｰﾙW50充填	化粧ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6.0張り	LGS65型+耐水合板 t=12 +化粧ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6張り	LGS下地	GB-D t=9.5張り	塩ビ製	天井点検口（450角） 床点検口（600角）
1F	ﾄｲﾚ前通路	改修前							軽量鉄骨下地 →撤去	GB-D t=9 →撤去	塩ビ製目透し →撤去	既存ﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ →一時取外し・再設置
		改修後							LGS下地	GB-D t=9.5張り	塩ビ製	
1F	ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰﾄｲﾚ	改修前	ﾓﾙﾀﾙ下地 t=30 →既存のまま	ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ張り t=2 →撤去		ﾓﾙﾀﾙ下地 →既存のまま（浮き部のみ撤去）	100角半磁器ﾀｲﾙ張り →既存のまま（浮き部のみ撤去）	CB下地 t=100→撤去 100角半磁器ﾀｲﾙ張り→撤去	軽量鉄骨下地 →撤去	ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6 VE →撤去		天井点検口（450角）→ 撤去 床点検口（600角）→ 撤去
		改修後	ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾍﾟｰｽﾄ塗	乾式ﾄｲﾚ用ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ張り t=2.0	床材巻上げ H=100	ﾀｲﾙ面：ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾍﾟｰｽﾄ塗 ﾀｲﾙ撤去部：ﾓﾙﾀﾙ補修	化粧ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6.0張り	LGS65型+耐水合板 t=12 +化粧ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6張り	LGS下地	GB-D t=9.5張り	塩ビ製	天井点検口（450角） 床点検口（600角）
1F	ﾊﾟﾝﾄﾘｰ	改修前	ﾓﾙﾀﾙ下地 t=30 →既存のまま	ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ張り t=2 →既存のまま	ﾋﾞﾆﾙｼｰﾄ巻き上げ →既存のまま		ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6+t=8 →既存のまま		軽量鉄骨下地 →撤去	ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6 VE →撤去	塩ビ製目透し →撤去	天井点検口（450角） → 撤去
		改修後							LGS下地	GB-D t=9.5張り	塩ビ製	天井点検口（450角）
2F	女子ﾄｲﾚ	改修前	P防水下地 →既存のまま	ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ張り t=2 →撤去	ｽﾃﾝﾚｽ巾木 H50 →撤去	LGS下地 →既存のまま	GB-R t=9+t=9 ｸﾛｽ張り →撤去	CB下地 t=100→撤去 GB-R t=9+t=9 ｸﾛｽ張り→撤去	軽量鉄骨下地 →撤去	GB-D t=9 →撤去	塩ビ製目透し →撤去	天井点検口（450角） → 撤去
		改修後	ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾍﾟｰｽﾄ塗	乾式ﾄｲﾚ用ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ張り t=2.0	床材巻上げ H=100	GB-S t=12.5	化粧ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6.0張り	LGS65型+耐水合板 t=12 +化粧ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6張り	LGS下地	GB-D t=9.5張り	塩ビ製	天井点検口（450角）
2F	男子ﾄｲﾚ	改修前	P防水下地 →既存のまま	ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ張り t=2 →撤去 汚垂石：花崗石張り→撤去	ｽﾃﾝﾚｽ巾木 H50 →撤去	LGS下地 →既存のまま	GB-R t=9+t=9 ｸﾛｽ張り →撤去 耐火間仕切：GB-Rt=12+t=15→撤去	CB下地 t=100→撤去 GB-R t=9+t=9 ｸﾛｽ張り→撤去	軽量鉄骨下地 →撤去	GB-D t=9 →撤去	塩ビ製目透し →撤去	天井点検口（450角） → 撤去
		改修後	ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾍﾟｰｽﾄ塗	乾式ﾄｲﾚ用ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ張り t=2.0 汚垂ﾀｲﾙ	床材巻上げ H=100	GB-S t=12.5 耐火間仕切：GB-F t=15+t=12.5	化粧ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6.0張り	LGS65型+耐水合板 t=12 +化粧ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6張り	LGS下地	GB-D t=9.5張り	塩ビ製	天井点検口（450角）
2F	事務室	改修前							軽量鉄骨下地 →撤去	GB-R t=9.5 + DR t=9 →撤去	塩ビ製目透し →撤去	天井点検口（450角） → 撤去
		改修後							LGS下地	GB-R t=9.5 + DR t=9張り	塩ビ製	天井点検口（450角）

[redacted]

高知市 都市建設部 公共建築課			
係	係　長	課長補佐	課　長
信清	大下	亀山	松木

工事名	高知市立自由民権記念館トイレ改修工事	SEET NO A-02	CHECKED BY
図面名	仕上表【改修前・後】	DATE	DRAWN BY 芝田
SCALE	－	一級建築士事務所　高知県知事登録第956号 一級建築士　大臣登録第182598号　山口英治	高知市本町5-1-10 TEL　088-821-0230

有限会社
山口英治建築設計事務所

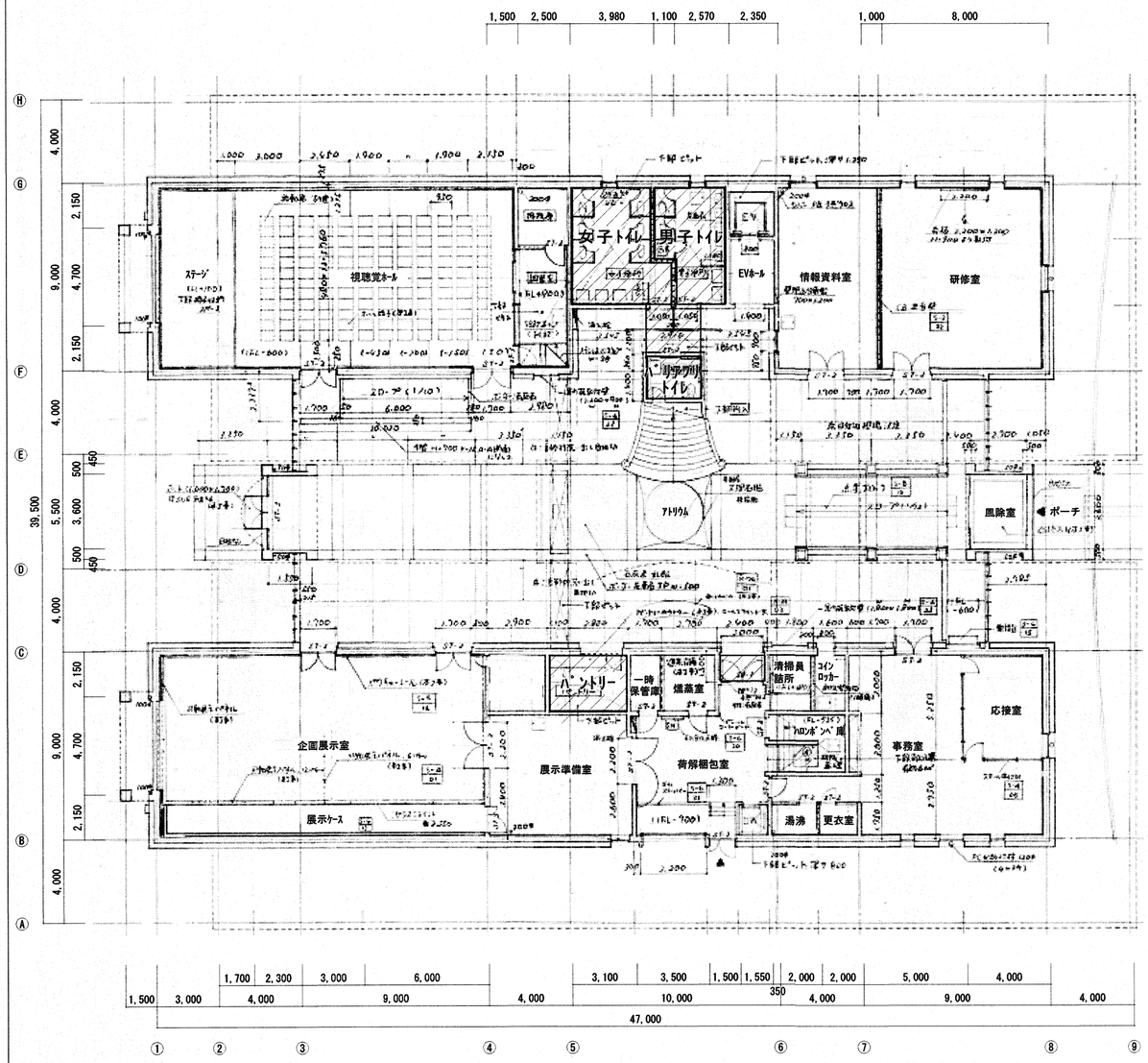

1階平面図 S=1/200

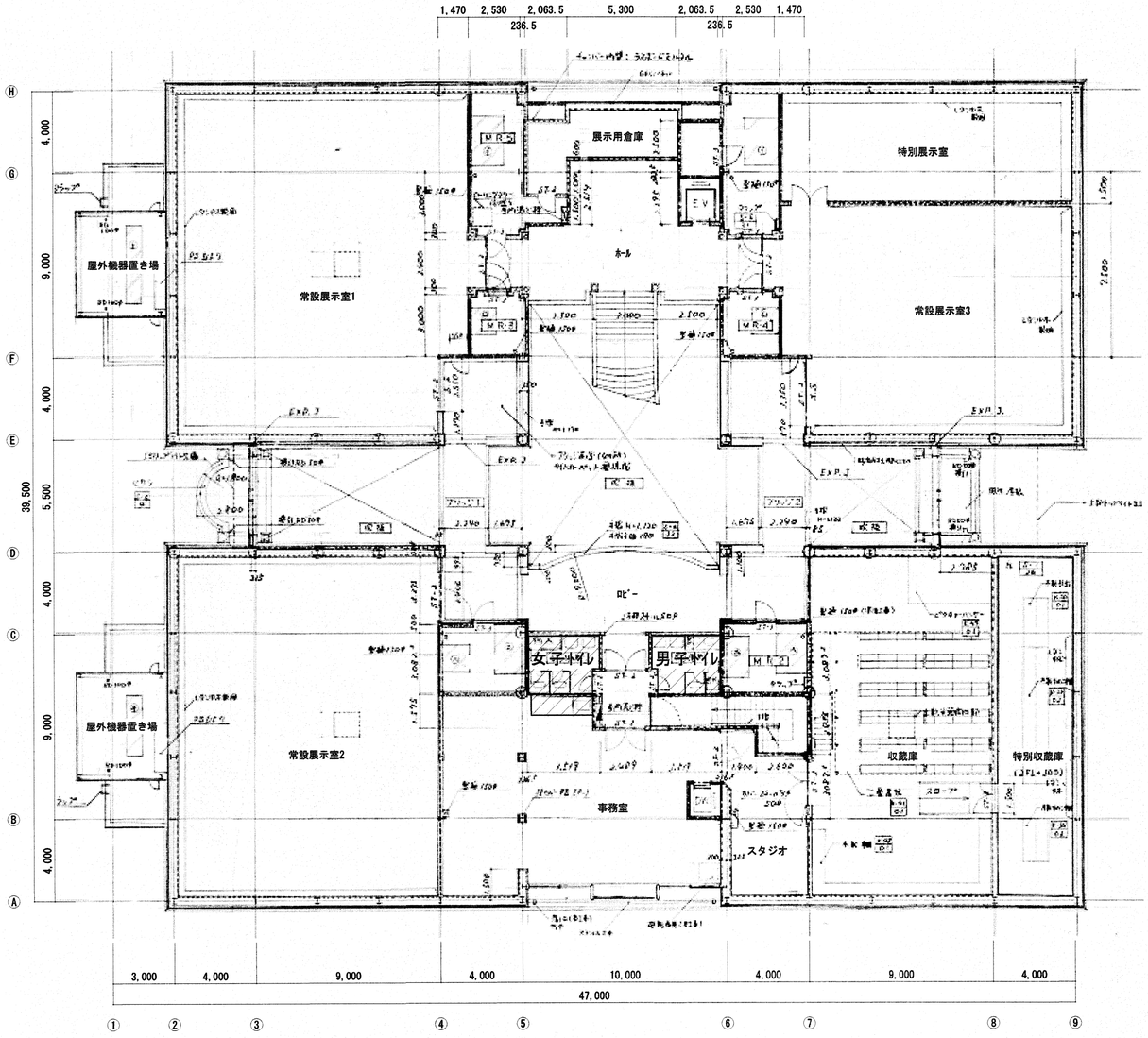

2階平面図 S=1/200

：改修範囲を示す

N

高知市 都市建設部 公共建築課			
係	係長	課長補佐	課長
信清	大下	亀山	松木

工事名	高知市立自由民権記念館トイレ改修工事	SEET NO A-03	CHECKED BY
図面名	1階・2階平面図	DATE	DRAWN BY 芝田
SCALE 1/200(A3=71%)	一級建築士事務所 高知県知事登録第956号 一級建築士 大臣登録第182598号 山口英治	高知市本町5-1-10 TEL 088-821-0230	

有限会社
山口英治建築設計事務所

改修前

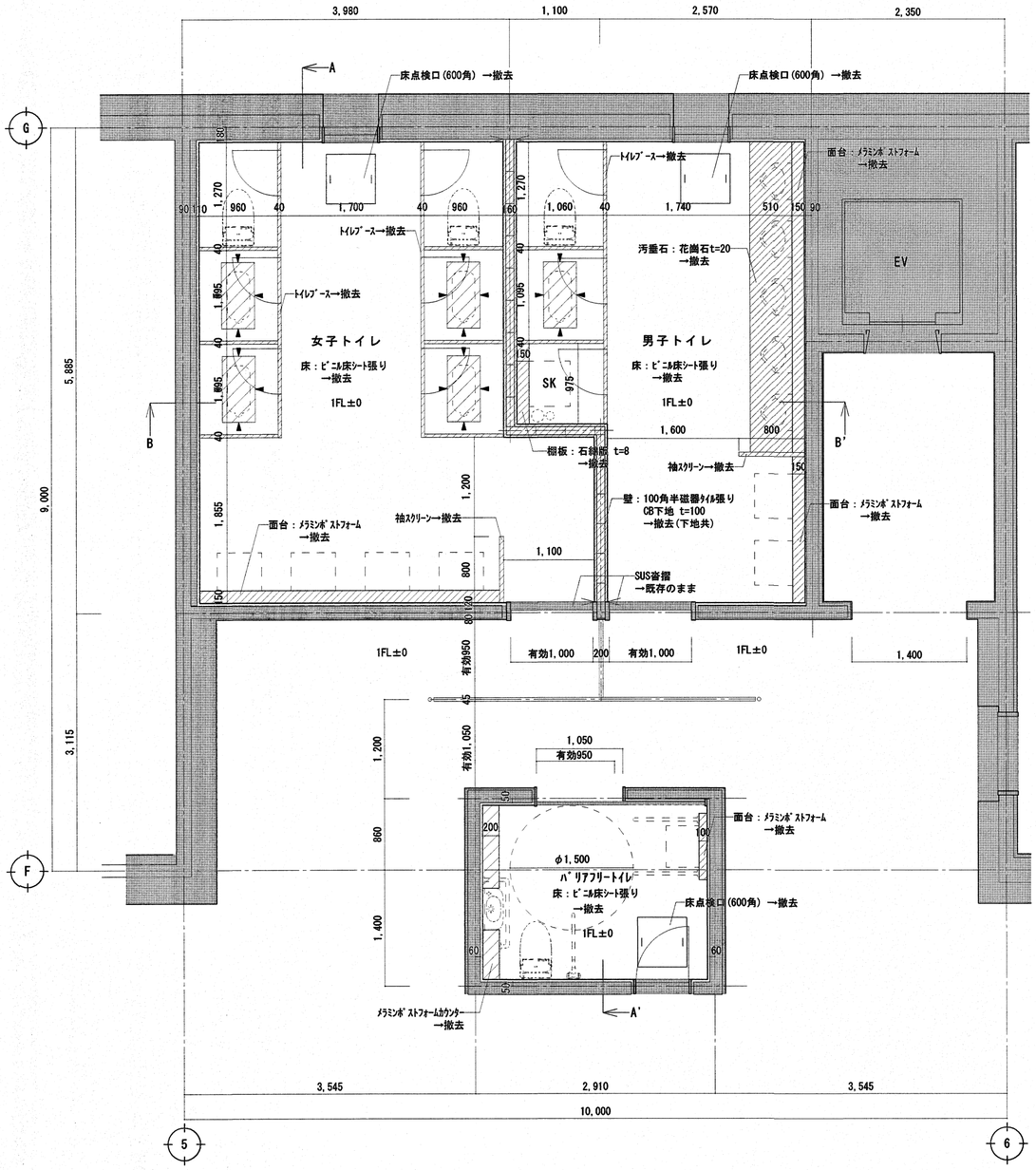

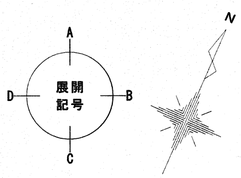

1階トイレ平面詳細図 S=1/50

和便器廻り撤去範囲(400×800)を示す
周囲カッター切り、コンクリート斫り(撤去)
撤去範囲を示す
既存のままを示す
カッター入れを示す

改修後

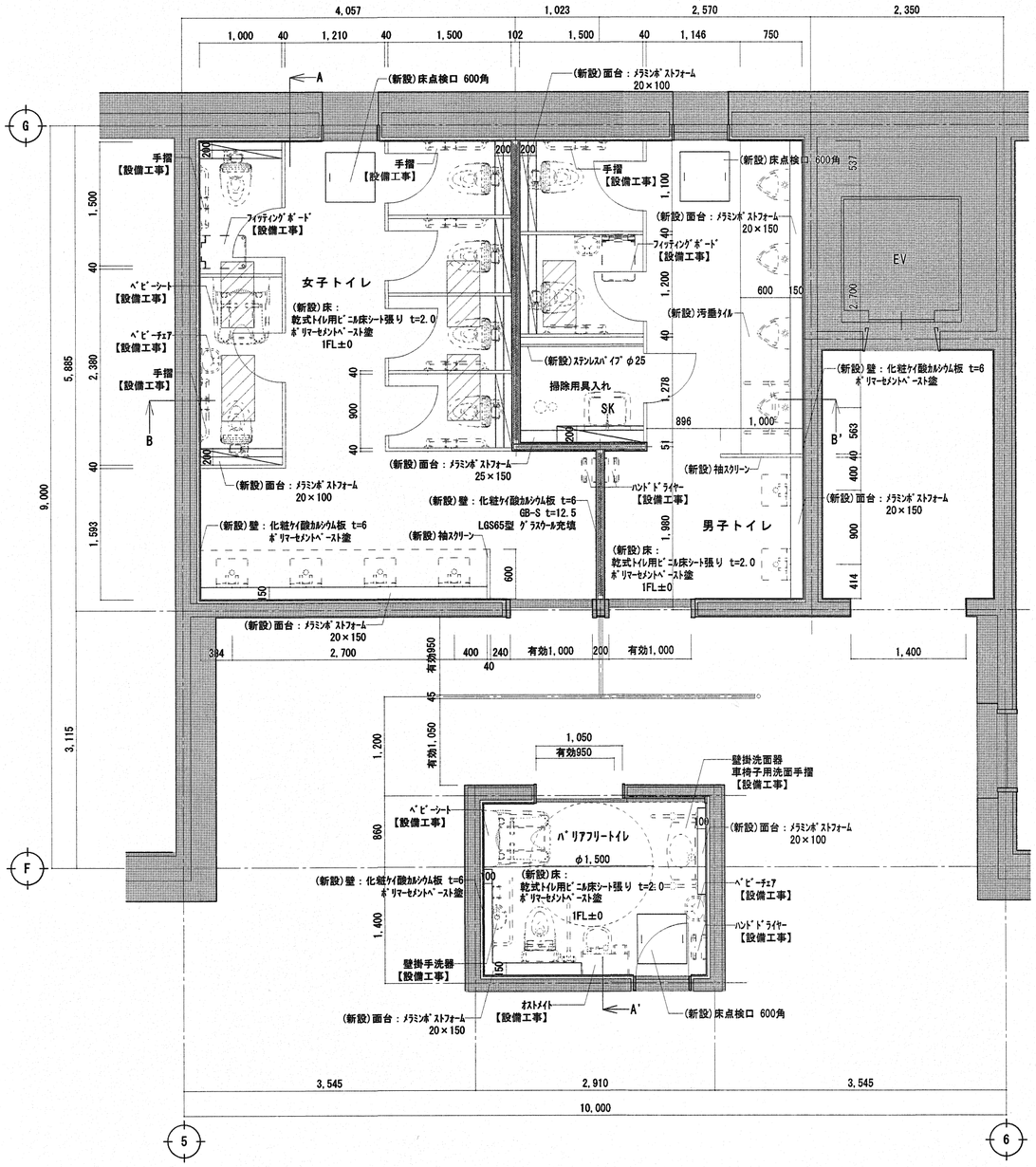

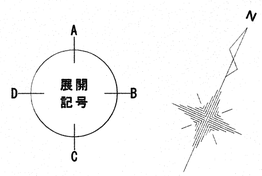

1階トイレ平面詳細図 S=1/50

既存を示す
和便器開口塞ぎ(400×800)を示す
LGS壁グラスウール充填部分を示す
LGS、グラスウール、GB-Sは上部スラブまで連するものとする
ポリ合板棚板 t=25 取付H1500
ステンレスブラケット 60×120 2か所付を示す

※CB撤去跡は既存鉄筋に錆止め塗装し、モルタル補修t=20とする
※便器、手摺、洗面台、鏡、掃除流し、換気扇、照明の撤去は別契約関連工事とする(破線表記)

高知市 都市建設部 公共建築課			
係	係長	課長補佐	課長
信清	大下	豊山	松末

工事名	高知市立自由民権記念館トイレ改修工事	SEET NO A-04	CHECKED BY
図面名	1階トイレ平面詳細図【改修前・後】	DATE	DRAWN BY 芝田
SCALE 1/50(A3=71%)	一級建築士事務所 高知県知事登録第956号 一級建築士 大臣登録第182598号 山口英治	高知市本町5-1-10 TEL 088-821-0230	

有限会社
山口英治建築設計事務所

改修前

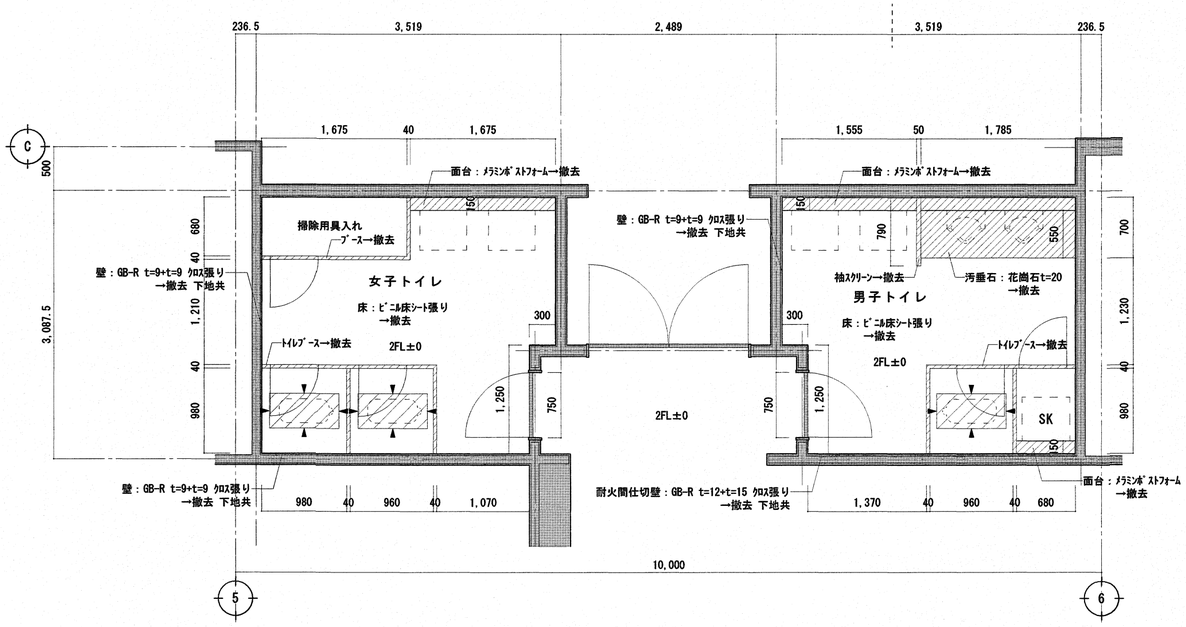

2階トイレ平面詳細図 S=1/50

◄和便器廻り撤去範囲(400×800)を示す
周囲ｶｯﾀｰ切り、ｺﾝｸﾘｰﾄ斫り(撤去)

撤去を示す

既存のままを示す

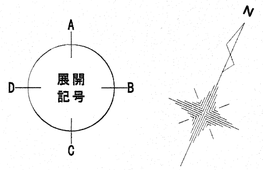

改修後

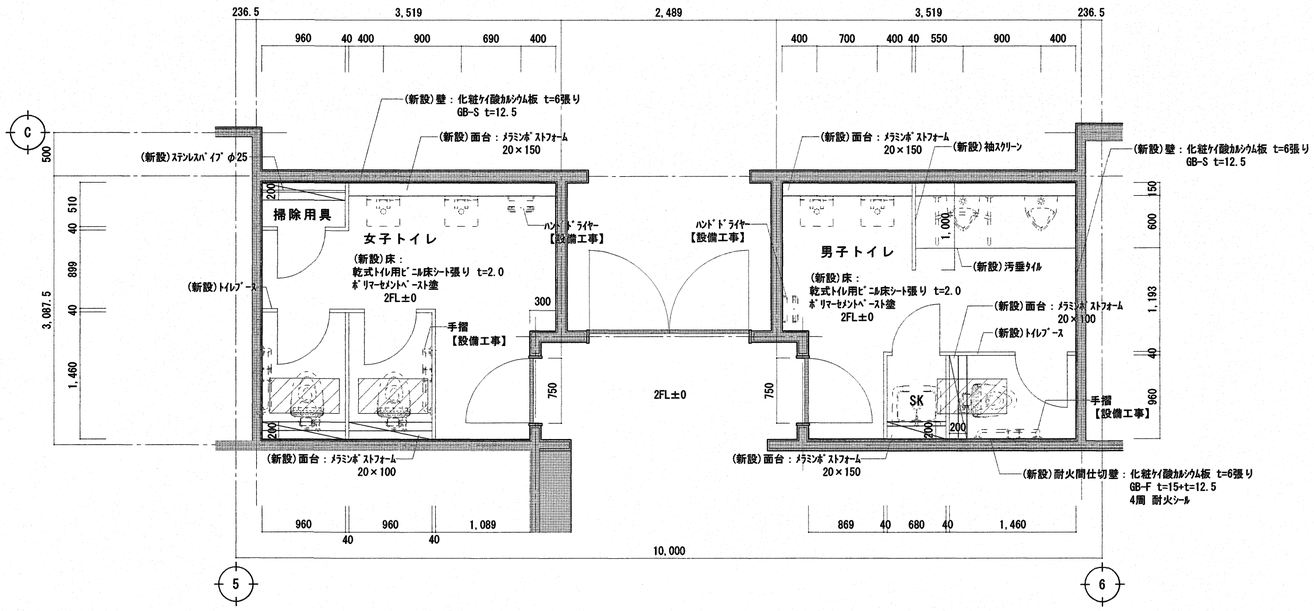

2階トイレ平面詳細図 S=1/50

既存を示す

和便器開口塞ぎ(400×800)を示す

ﾎﾟﾘ合板棚板 t=25 取付H1500
ｽﾃﾝﾚｽﾌﾞﾗｹｯﾄ 60×120 2か所付を示す

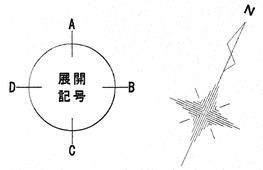

※便器、手摺、洗面台、鏡、掃除流し、換気扇、照明は別契約関連工事とする(破線表記)

高知市 都市建設部 公共建築課			
係	係長	課長補佐	課 長
信清	大下		松木

工事名	高知市立自由民権記念館トイレ改修工事	SEET NO A-05	CHECKED BY
図面名	2階トイレ平面詳細図【改修前・後】	DATE	DRAWN BY 芝田
SCALE 1/50(A3=71%)	一級建築士事務所 高知県知事登録第956号 一級建築士 大臣登録第182598号 山口英治	高知市本町5-1-10 TEL 088-821-0230	

有限会社
山口英治建築設計事務所

改修前

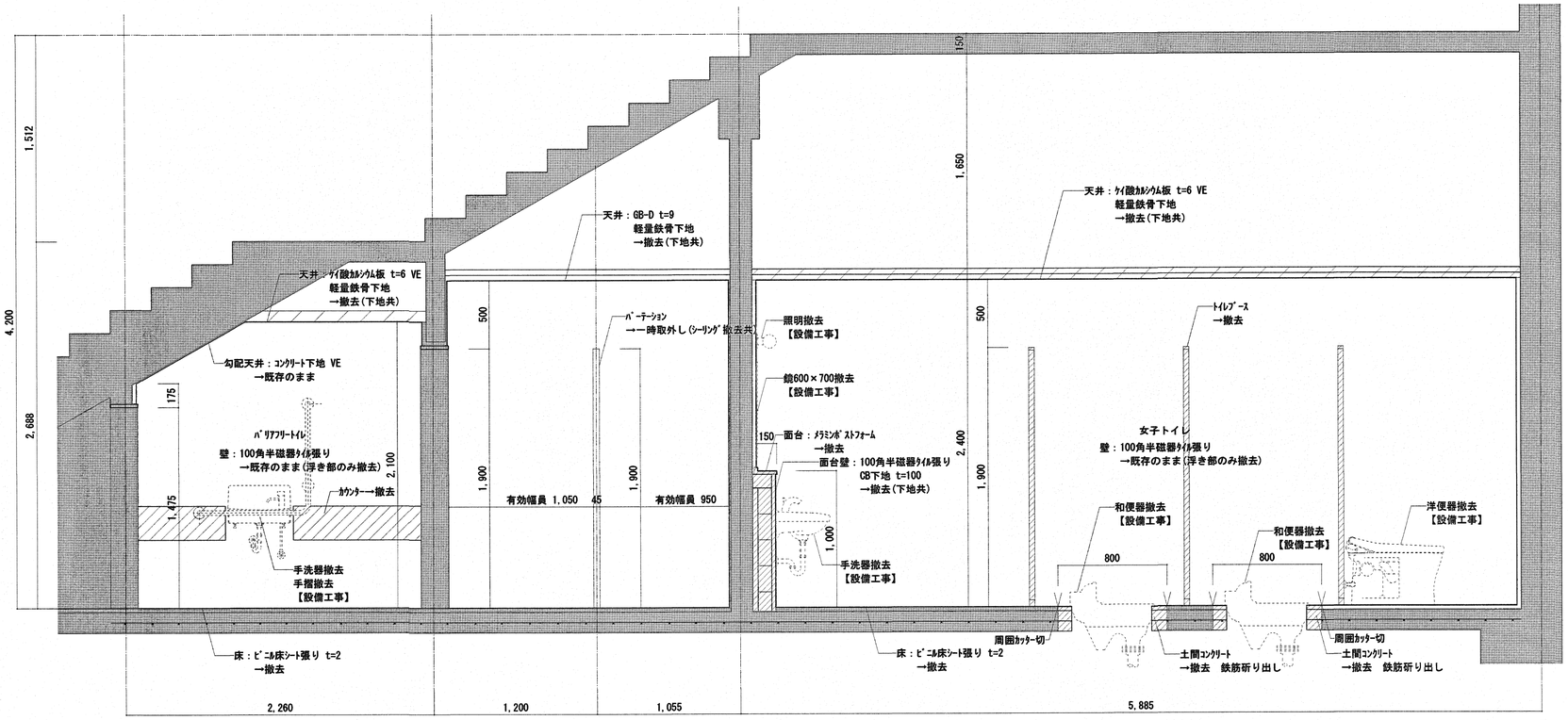

A-A'断面図 S=1/30

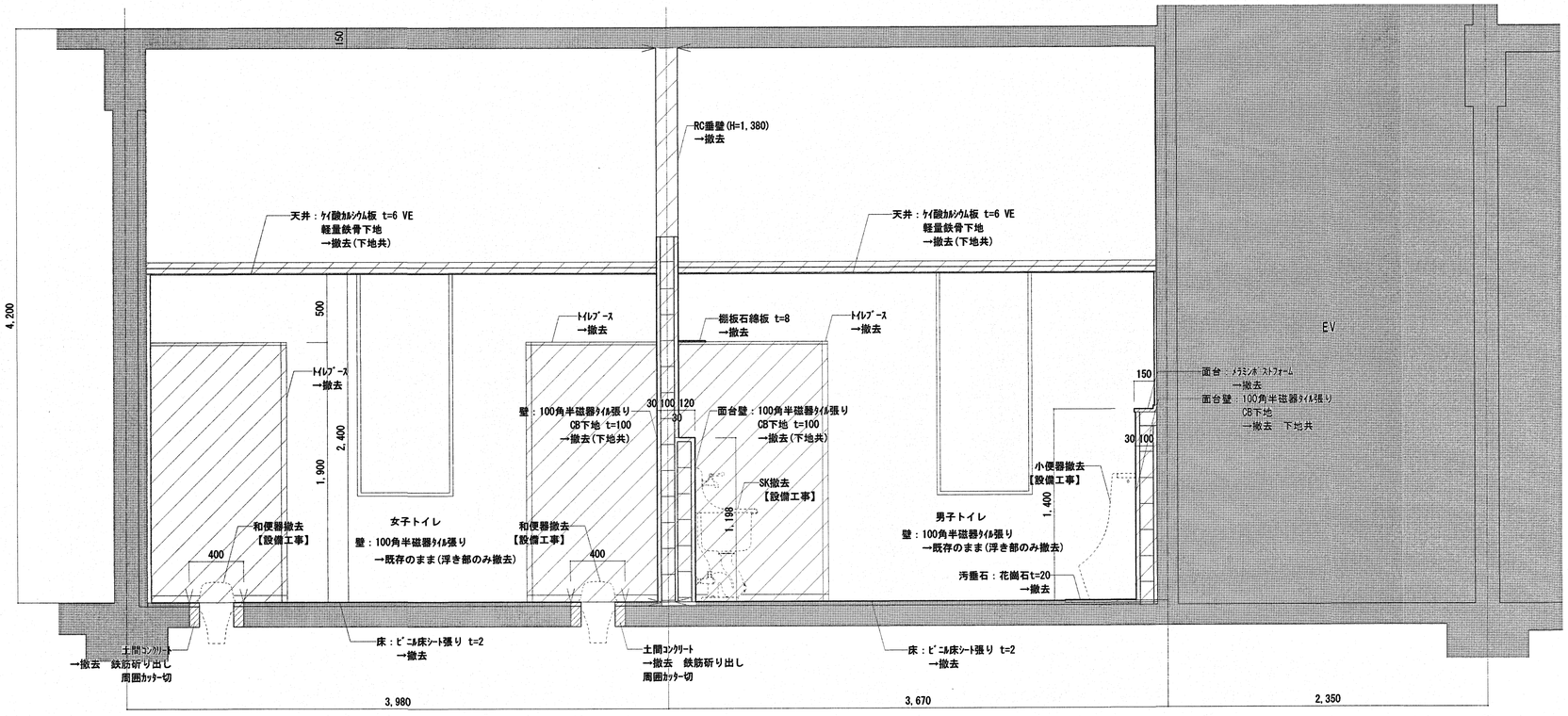

B-B'断面図 S=1/30

撤去範囲を示す

既存のままを示す

ｶｯﾀｰ入れを示す

高知市 都市建設部 公共建築課				工事名	高知市立自由民権記念館トイレ改修工事	SEET NO A-06	CHECKED BY
係	係長	課長補佐	課長	図面名	1階断面詳細図【改修前】	DATE	DRAWN BY 芝田
信清	大下		松木	SCALE 1/30(A3=71%)	一級建築士事務所 高知県知事登録第956号 一級建築士 大臣登録第182598号 山口英治	高知市本町5-1-10 TEL 088-821-0230	

有限会社
山口英治建築設計事務所

改修後

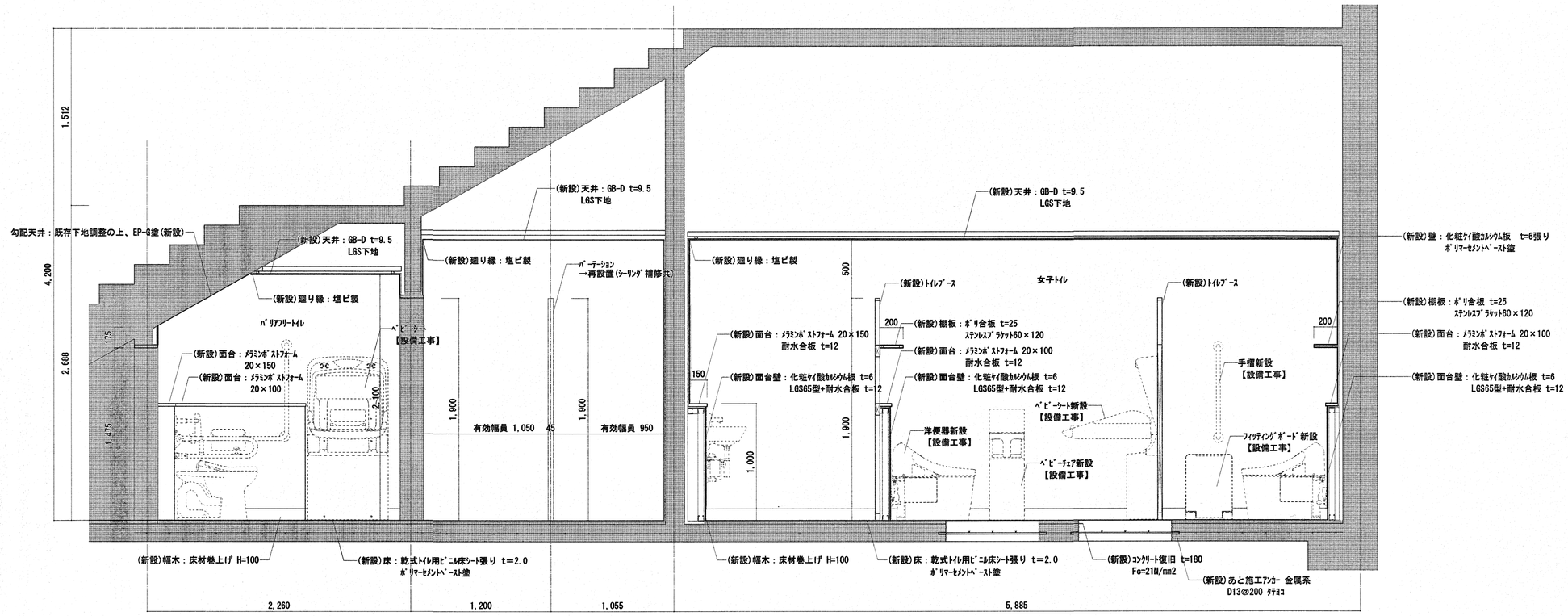

A-A'断面図 S=1/30

Ⓖ

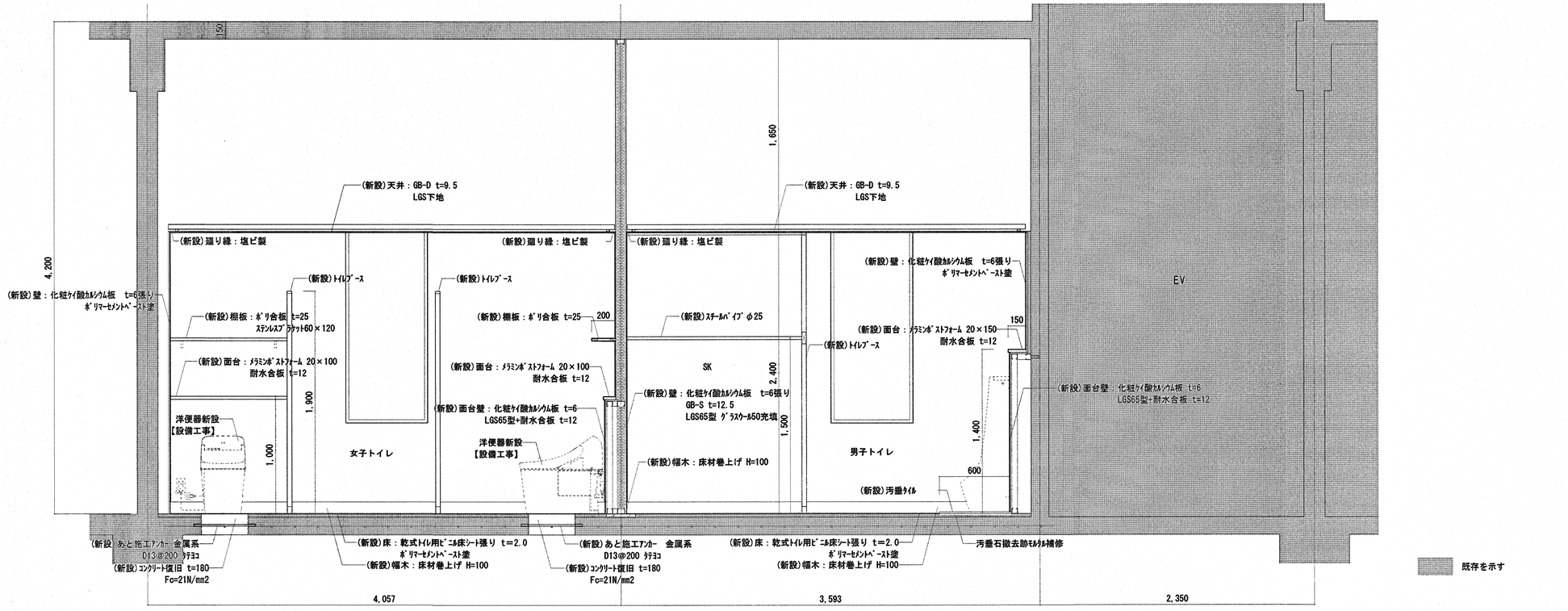

⑤

B-B'断面図 S=1/30

⑥

高知市 都市建設部 公共建築課				工事名	高知市立自由民権記念館トイレ改修工事	SEET NO A-07	CHECKED BY
係	係長	課長補佐	課長			DATE	DRAWN BY 芝田
信清	大下	亀山	松木	図面名	1階断面詳細図【改修後】		
				SCALE 1/30(A3=71%)	一級建築士事務所 高知県知事登録第956号 一級建築士 大臣登録第182598号 山口英治	高知市本町5-1-10 TEL 088-821-0230	

有限会社
山口英治建築設計事務所

改修前

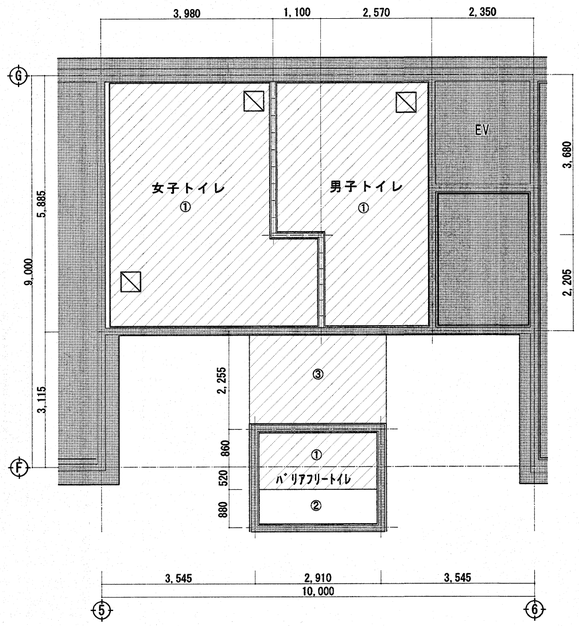

1階トイレ天井伏図 S=1/100

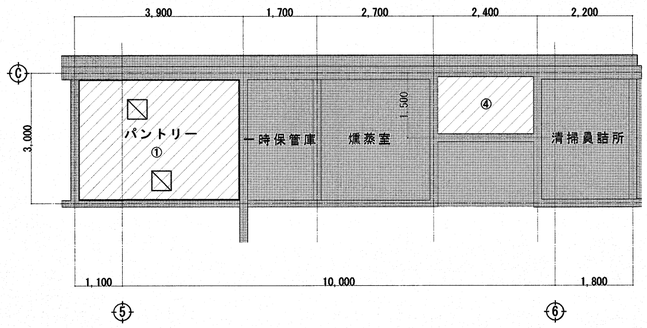

1階ﾊﾞｯｸﾔｰﾄﾞ天井伏図 S=1/100

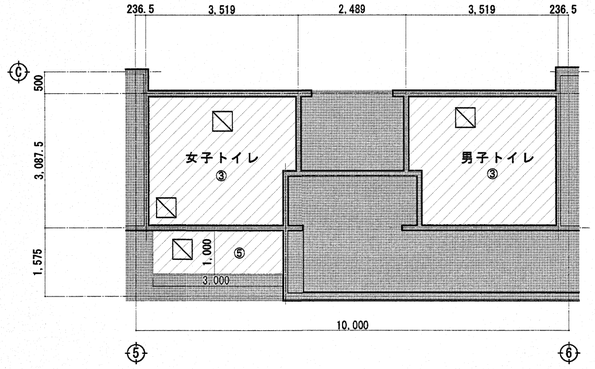

2階トイレ平面詳細図 S=1/100

既存のままを示す

撤去範囲を示す

仕上表

室名 ： 天井高さ（スラブ下高さ）	番 号	下地	仕上げ
1階男子・女子ﾄｲﾚ ： H=2,400（H=4,050）	①	軽量鉄骨下地 → 撤去	ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6 VE → 撤去
1階ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰﾄｲﾚ ： H=2,100（H=2,540）	②	ｺﾝｸﾘｰﾄ下地 → 既存のまま	VE → 既存のまま
1階ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰﾄｲﾚ前廊下 ： H=2,400（H=2,600～3,400）	③	軽量鉄骨下地 → 撤去	GB-D t=9 → 撤去
1階ﾊﾟﾝﾄﾘｰ ： H=2,600（H=3,900）	④	軽量鉄骨下地 → 撤去	GB-R t=9 → 撤去
1階ﾊﾞｯｸﾔｰﾄﾞ廊下 ： H=2,400（H=3,900）	⑤	軽量鉄骨下地 → 撤去	GB-R t=9.5 + DR t=9 → 撤去
2階男子・女子ﾄｲﾚ ： H=2,400（H=3,500）		廻り縁：塩ﾋﾞ製目透し → 撤去（1階を除く）	
2階事務室 ： H=2,600（H=3,500）	☒	ｱﾙﾐ枠天井点検口（450角） → 撤去	

改修後

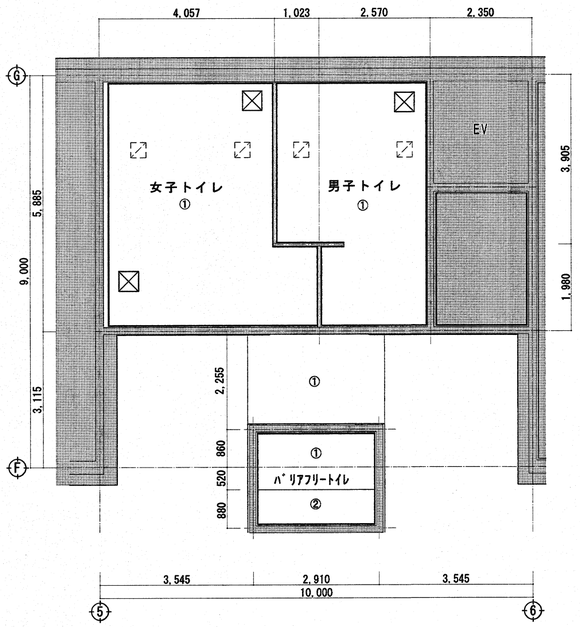

1階トイレ天井伏図 S=1/100

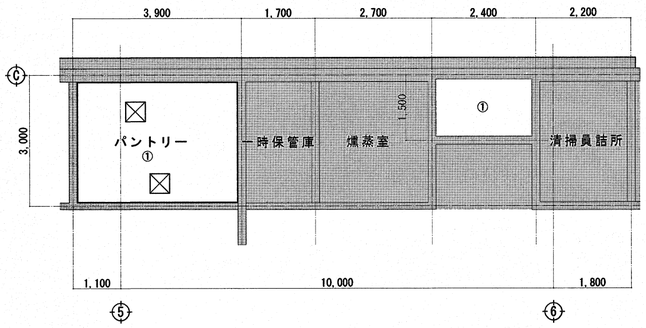

1階ﾊﾞｯｸﾔｰﾄﾞ天井伏図 S=1/100

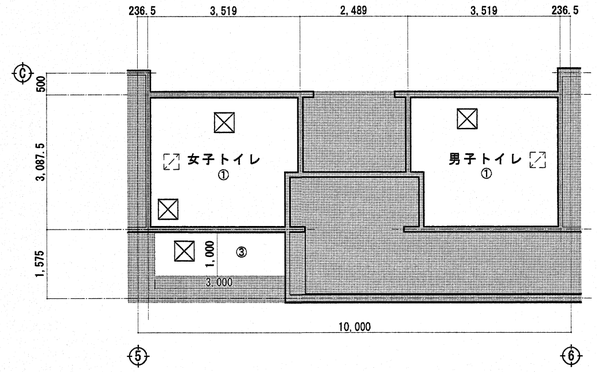

2階トイレ平面詳細図 S=1/100

既存を示す

仕上表

番 号	下地	仕上げ
①	LGS下地 → 新設	GB-D t=9.5 → 新設
②	ｺﾝｸﾘｰﾄ下地 → 下地調整	EP-G塗 → 新設
③	LGS下地 → 新設	GB-Rt=9.5 + DR t=9 → 新設
	廻り縁：塩ﾋﾞ製 → 新設	
☒	ｱﾙﾐ枠天井点検口（450角） → 新設 ※位置は監督職員と協議による	
⿴	天井下地開口補強（350×350） → 新設	

高知市 都市建設部 公共建築課			
係	係長	課長補佐	課 長
信清	大下	富山	松木

工事名	高知市立自由民権記念館トイレ改修工事	SEET NO A-08	CHECKED BY
図面名	天井伏図【改修前・後】	DATE	DRAWN BY 芝田
SCALE 1/100（A3=71%）	一級建築士事務所 高知県知事登録第956号 一級建築士 大臣登録第182598号 山口英治	高知市本町5-1-10 TEL 088-821-0230	

有限会社
山口英治建築設計事務所

改修前

1階女子トイレ

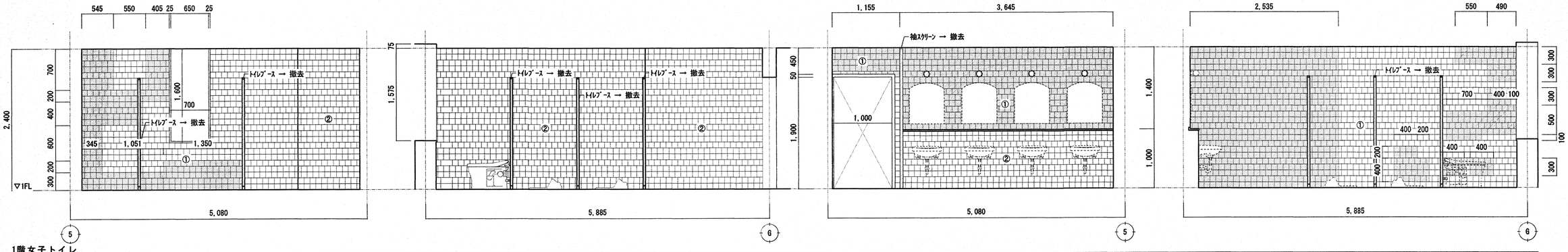

1階男子トイレ

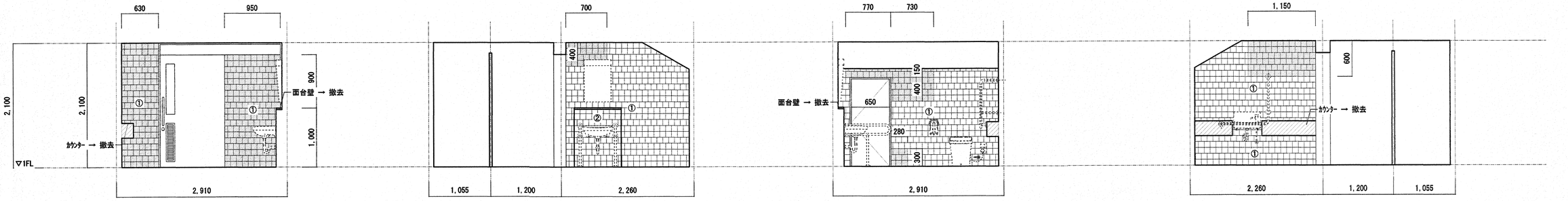

1階バリアフリートイレ・通路

▨ ①のうち、ﾀｲﾙ浮き部：ﾀｲﾙ、下地ﾓﾙﾀﾙ共撤去(ｶｳﾝﾀｰ入れ共+ﾓﾙﾀﾙ補修t=20)範囲を示す

仕上表

番号	仕上げ	番号	仕上げ	番号	仕上げ	番号	仕上げ
①	壁：ﾓﾙﾀﾙ下地 100角半磁器ﾀｲﾙ張り → 既存のまま	⑤	面台壁：CB下地 t=100 GB-R下地 ｸﾛｽ張り→撤去	⑨		⑬	
②	壁・面台壁：CB下地 t=100 ﾓﾙﾀﾙ下地 100角半磁器ﾀｲﾙ張り → 撤去	⑥	幅木：ｽﾃﾝﾚｽ巾木 H50 → 撤去	⑩		⑭	
③	壁：GB-R t=9+t=9 ｸﾛｽ張り → 撤去	⑦		⑪			
④	耐火間仕切壁：GB-R t=12+t=15 ｸﾛｽ張り → 撤去	⑧		⑫			

高知市 都市建設部 公共建築課			
係	係長	課長補佐	課長
信清	大下	雪山	松木

工事名	高知市立自由民権記念館トイレ改修工事	SEET NO A-09	CHECKED BY
図面名	展開図-1【改修前】	DATE	DRAWN BY 芝田
SCALE 1/50(A3=71%)	一級建築士事務所 高知県知事登録第956号 一級建築士 大臣登録第182598号 山口英治	高知市本町5-1-10 TEL 088-821-0230	

有限会社
山口英治建築設計事務所

改修前

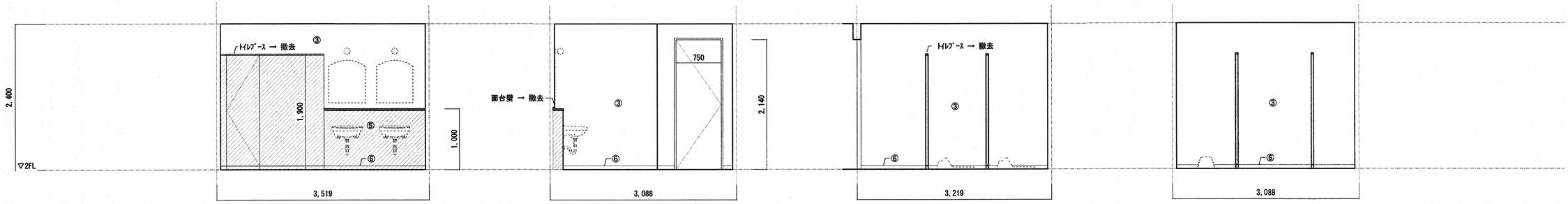

2階女子トイレ

A展開　B展開　C展開　D展開

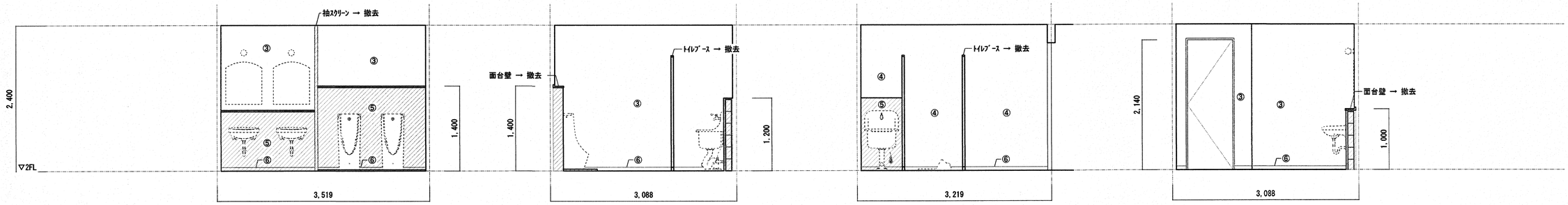

2階男子トイレ

A展開　B展開　C展開　D展開

撤去範囲を示す

仕上表

番号	仕上げ	番号	仕上げ	番号	仕上げ	番号	仕上げ
①	壁：ﾓﾙﾀﾙ下地 100角半磁器ﾀｲﾙ張り → 既存のまま	⑤	面台壁：CB下地 t=100 GB-R下地 ｸﾛｽ張り→撤去	⑨		⑬	
②	壁・面台壁：CB下地 t=100 ﾓﾙﾀﾙ下地 100角半磁器ﾀｲﾙ張り → 撤去	⑥	幅木：ｽﾃﾝﾚｽ巾木 H50 → 撤去	⑩		⑭	
③	壁：GB-R t=9+t=9 ｸﾛｽ張り → 撤去	⑦		⑪			
④	耐火間仕切壁：GB-R t=12+t=15 ｸﾛｽ張り → 撤去	⑧		⑫			

高知市 都市建設部 公共建築課			
係	係長	課長補佐	課長
信清	大下	豊山	松木

工事名	高知市立自由民権記念館トイレ改修工事	SEET NO A-10	CHECKED BY
図面名	展開図-2【改修前】	DATE	DRAWN BY 芝田
SCALE 1/50(A3=71%)	一級建築士事務所 高知県知事登録第956号 一級建築士 大臣登録第182598号 山口英治	高知市本町5-1-10 TEL 088-821-0230	

有限会社
山口英治建築設計事務所

改修後

1階女子トイレ

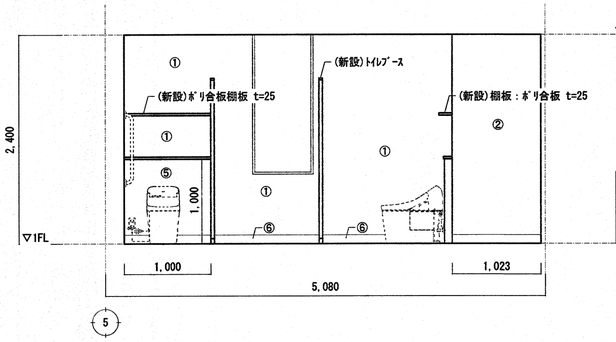

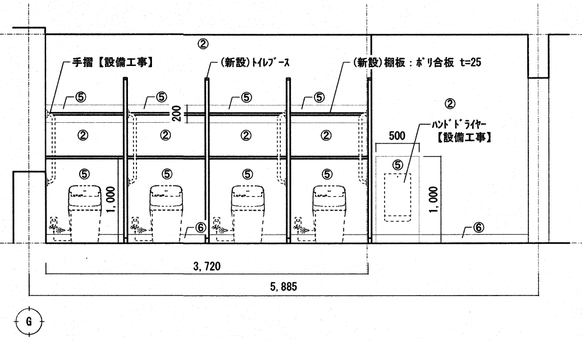

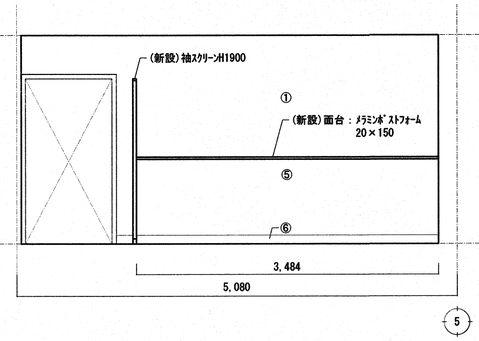

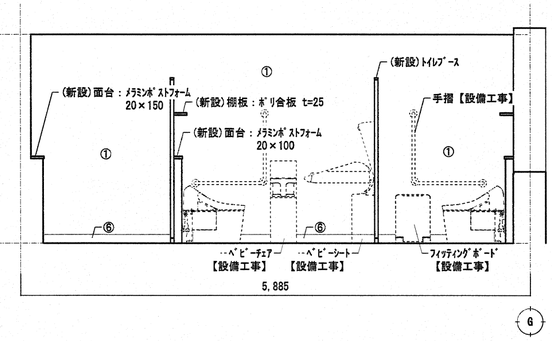

1階男子トイレ

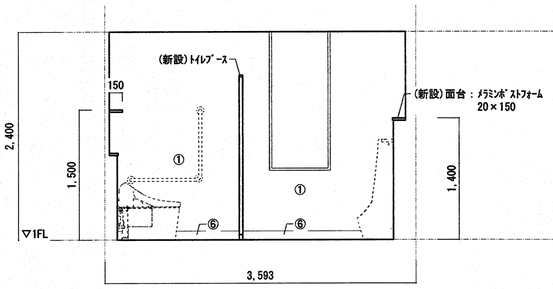

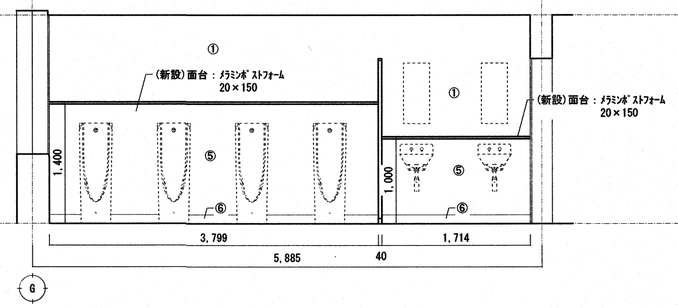

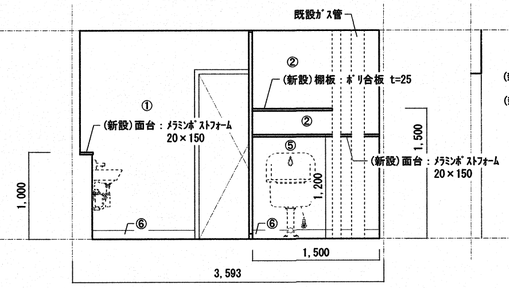

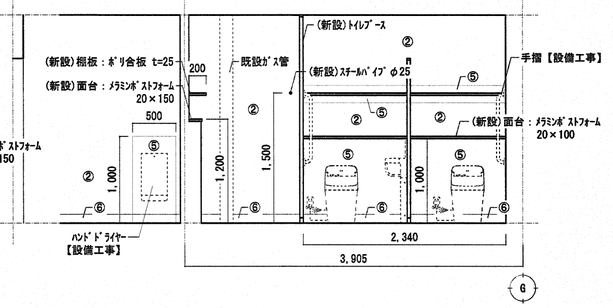

1階男子トイレ

A展開　B展開　C展開　D展開

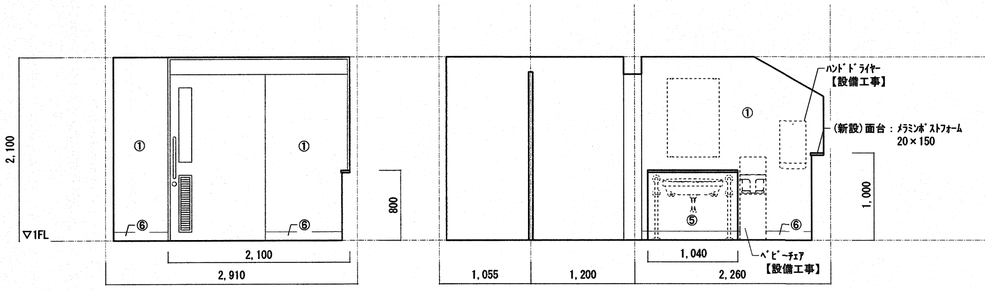

1階バリアフリートイレ・通路

A展開　B展開　C展開　D展開

仕上表

番号	仕上げ	番号	仕上げ	番号	仕上げ	番号	仕上げ
①	壁：ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾍﾟｰｽﾄ塗+化粧ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6張り → 新設	⑤	面台壁・補強壁：LGS65型+耐水合板(構造用合板) t=12+化粧ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6張り → 新設	⑨		⑬	
②	壁：LGS65型+GB-S t=12.5+化粧ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6張り → 新設	⑥	幅木：床材巻上げ H100 → 新設	⑩		⑭	
③	壁：GB-R12.5+化粧ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6張り → 新設	⑦		⑪			
④	耐火間仕切壁：GB-F t=15+t=12.5+化粧ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板 t=6張り → 新設	⑧		⑫			

高知市 都市建設部 公共建築課			
係	係長	課長補佐	課長
信清	大下	亀山	松木

工事名	高知市立自由民権記念館トイレ改修工事	SEET NO A-11	CHECKED BY
図面名	展開図-1【改修後】	DATE	DRAWN BY 芝田
SCALE 1/50(A3=71%)	一級建築士事務所 高知県知事登録第956号 一級建築士 大臣登録第182598号 山口英治	高知市本町5-1-10 TEL 088-821-0230	

有限会社
山口英治建築設計事務所

改修後

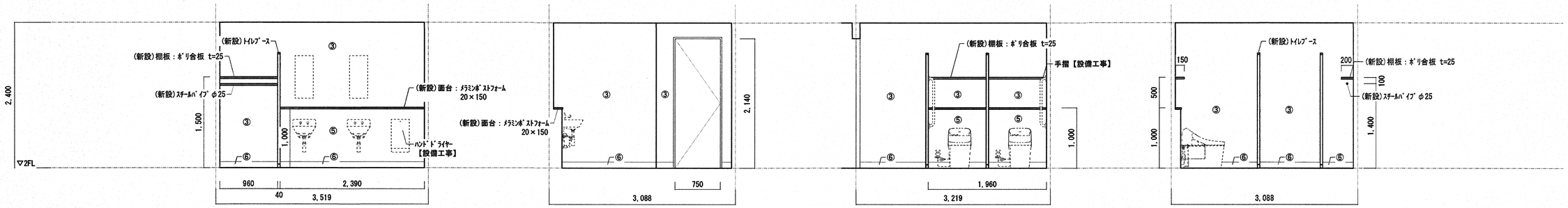

2階女子トイレ

A展開　B展開　C展開　D展開

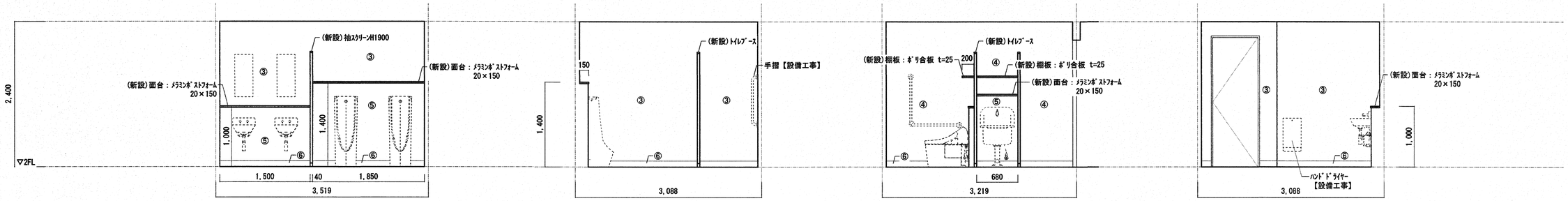

2階男子トイレ

A展開　B展開　C展開　D展開

仕上表

番号	仕上げ	番号	仕上げ	番号	仕上げ	番号	仕上げ
①	壁：ポリマーセメントペースト塗+化粧ケイ酸カルシウム板 t=6張り → 新設	⑤	面台壁・補強壁：LGS65型+耐水合板(構造用合板) t=12+化粧ケイ酸カルシウム板 t=6張り → 新設	⑨		⑬	
②	壁：LGS65型+GB-S t=12.5+化粧ケイ酸カルシウム板 t=6張り → 新設	⑥	幅木：床材巻上げ H100 → 新設	⑩		⑭	
③	壁：GB-R12.5+化粧ケイ酸カルシウム板 t=6張り → 新設	⑦		⑪			
④	耐火間仕切壁：GB-F t=15+t=12.5+化粧ケイ酸カルシウム板 t=6張り → 新設	⑧		⑫			

高知市 都市建設部 公共建築課			
係	係長	課長補佐	課長
信清	大下	亀山	松木

工事名	高知市立自由民権記念館トイレ改修工事	SEET NO A-12	CHECKED BY
図面名	展開図-2【改修後】	DATE	DRAWN BY 芝田
SCALE 1/50(A3=71%)	一級建築士事務所　高知県知事登録第956号 一級建築士　大臣登録第182598号　山口英治	高知市本町5-1-10 TEL　088-821-0230	

有限会社
山口英治建築設計事務所

①壁仕様（ｺﾝｸﾘｰﾄ＋ﾀｲﾙ面） S=1/10

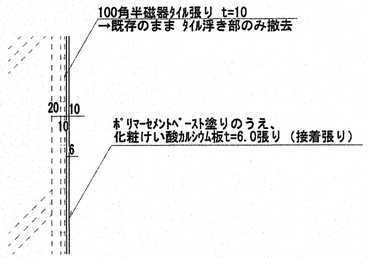

②間仕切り壁仕様（LGS壁） S=1/10

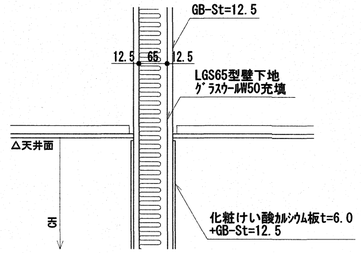

※ｸﾞﾗｽｳｰﾙ充填間仕切り壁は、ｽﾗﾌﾞまで施工すること

床-壁 詳細図 S=1/5

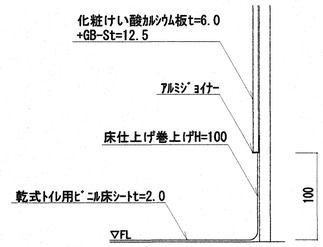

※直張り仕様も同様

壁-天井 詳細図 S=1/5

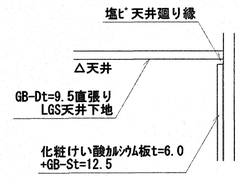

※直張り仕様も同様

スラブ開口閉塞部 詳細図 S=1/20

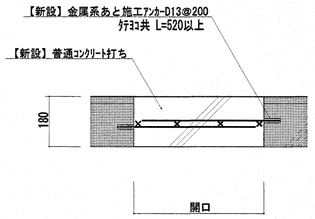

・・・既存のままを示す

壁：化粧けい酸ｶﾙｼｳﾑ板 目地部 詳細図 S=1/5

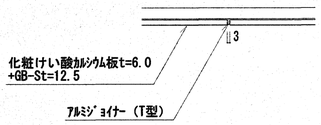

※直張り仕様も同様

壁：化粧けい酸カルシウム板 出隅部 詳細図 S=1/5

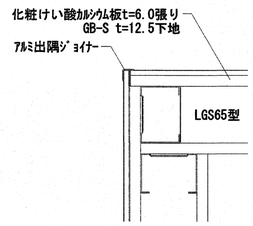

※直張り仕様も同様

面台仕様 S=1/5

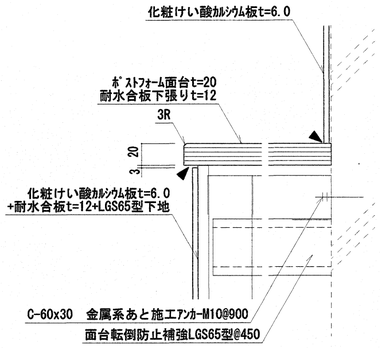

▲ （新設）ｼｰﾘﾝｸﾞ(SR-1)10x10を示す

棚板 詳細図 S=1/5

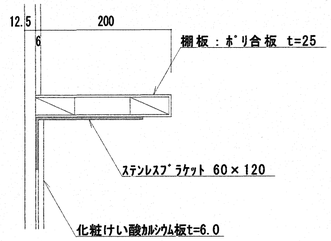

ピクトグラフ

S-1：計２か所

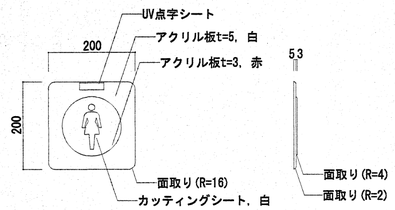

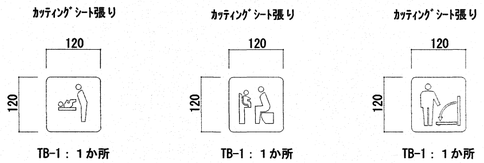

S-2：計２か所

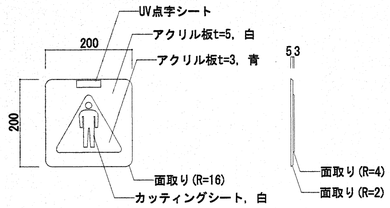

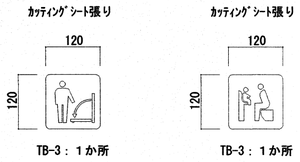

ピクトグラフ共通事項

材　種　：　アクリル板・カッティングシート

備　考　：　ピクトグラフは公益財団法人交通エコロジー・モビリティー財団「標準案内用記号ガイドライン」による。

S-3：１か所

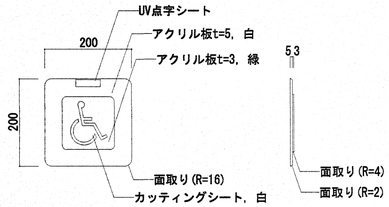

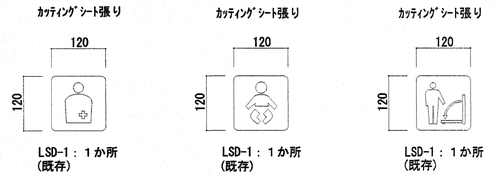

ピクトグラフ共通事項

材　種　：　アクリル板・カッティングシート

備　考　：　ピクトグラフは公益財団法人交通エコロジー・モビリティー財団「標準案内用記号ガイドライン」による。

高知市 都市建設部 公共建築課			
係	係長	課長補佐	課　長
信清	大下	亀山	松木

工事名	高知市立自由民権記念館トイレ改修工事	SEET NO A-13	CHECKED BY
図面名	部分詳細図	DATE	DRAWN BY 芝田
SCALE 1/5・1/10・1/20(A3=71%)	一級建築士事務所　高知県知事登録第956号 一級建築士　大臣登録第182598号　山口英治	高知市本町5-1-10 TEL　088-821-0230	

有限会社
山口英治建築設計事務所

改修前

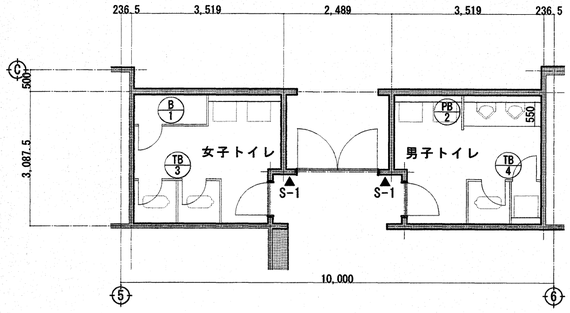

2階建具ｷｰﾌﾟﾗﾝ S=1/100

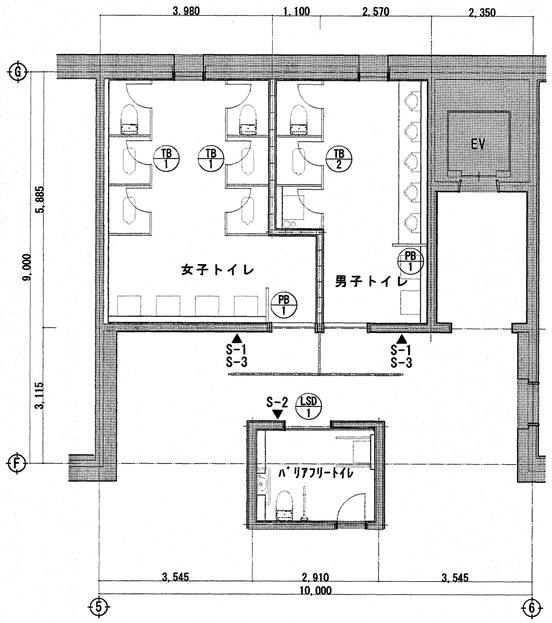

1階建具ｷｰﾌﾟﾗﾝ S=1/100

改修後

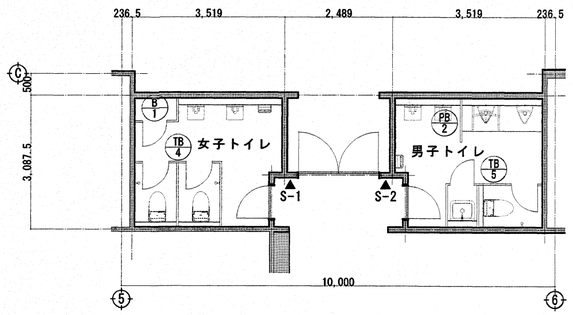

2階建具ｷｰﾌﾟﾗﾝ S=1/100

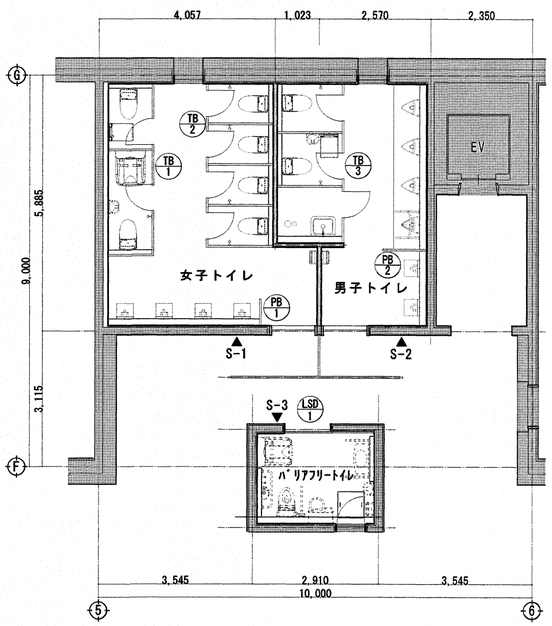

1階建具ｷｰﾌﾟﾗﾝ S=1/100

高知市 都市建設部 公共建築課				工事名	高知市立自由民権記念館トイレ改修工事	SEET NO A-14	CHECKED BY
係	係長	課長補佐	課 長	図面名	建具・ｻｲﾝｷｰﾌﾟﾗﾝ【改修前・後】	DATE	DRAWN BY 芝田
信清	大下		松本	SCALE 1/100(A3=71%)	一級建築士事務所 高知県知事登録第956号 一級建築士 大臣登録第182598号 山口英治	高知市本町5-1-10 TEL 088-821-0230	

有限会社
山口英治建築設計事務所

建具番号	建具種類	ケ所				
TB 1	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ → 撤去	S=1/50	2	TB 2	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ → 撤去	S=1/50	1
TB 3	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ → 撤去	S=1/50	1	TB 4	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ → 撤去	S=1/50	1

建具形状

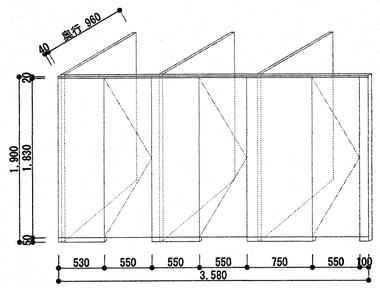

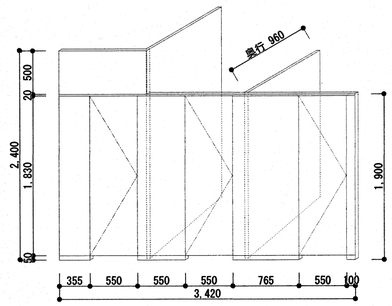

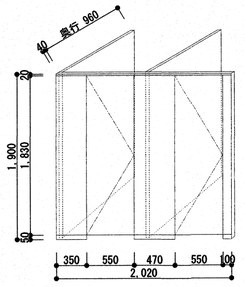

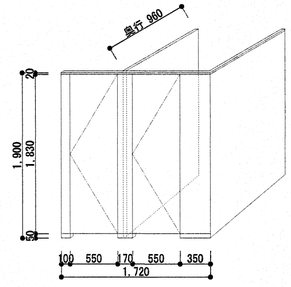

見込	40			40			
仕上	ﾒﾗﾐﾝ化粧板ﾌﾗｯｼｭ			ﾒﾗﾐﾝ化粧板ﾌﾗｯｼｭ			
硝子							
附属金物	ｽﾃﾝﾚｽ頭つなぎ、ｽﾃﾝﾚｽ巾木、ﾗﾊﾞﾄﾘｰﾋﾝｼﾞ、ﾗｯﾁ錠、ｽﾃﾝﾚｽ戸当り			ｽﾃﾝﾚｽ頭つなぎ、ｽﾃﾝﾚｽ巾木、ﾗﾊﾞﾄﾘｰﾋﾝｼﾞ、ﾗｯﾁ錠、ｽﾃﾝﾚｽ戸当り			
備考							

見込	40			40			
仕上	ﾒﾗﾐﾝ化粧板ﾌﾗｯｼｭ			ﾒﾗﾐﾝ化粧板ﾌﾗｯｼｭ			
硝子							
附属金物	ｽﾃﾝﾚｽ頭つなぎ、ｽﾃﾝﾚｽ巾木、ﾗﾊﾞﾄﾘｰﾋﾝｼﾞ、ﾗｯﾁ錠、ｽﾃﾝﾚｽ戸当り			ｽﾃﾝﾚｽ頭つなぎ、ｽﾃﾝﾚｽ巾木、ﾗﾊﾞﾄﾘｰﾋﾝｼﾞ、ﾗｯﾁ錠、ｽﾃﾝﾚｽ戸当り			
備考							

建具番号	建具種類	ケ所				
B 1	掃除用具入れ → 撤去	S=1/50	1	PB 1	袖ｽｸﾘｰﾝ → 撤去	S=1/50	2
PB 2	袖ｽｸﾘｰﾝ → 撤去	S=1/50	1	LSD 1	鋼製軽量片引きﾄﾞｱ → 既存のまま		1

建具形状

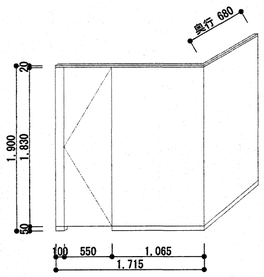

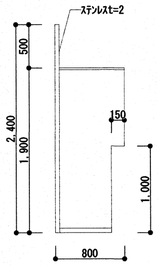

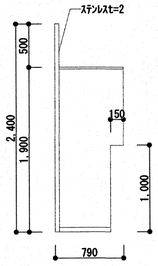

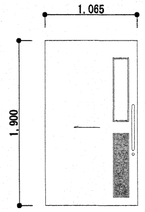

見込	40			40			
仕上	ﾒﾗﾐﾝ化粧板ﾌﾗｯｼｭ			ﾒﾗﾐﾝ化粧板ﾌﾗｯｼｭ			
硝子							
附属金物	ｽﾃﾝﾚｽ頭つなぎ、ｽﾃﾝﾚｽ巾木、ﾗﾊﾞﾄﾘｰﾋﾝｼﾞ、ｽﾃﾝﾚｽ引手			ｽﾃﾝﾚｽ笠木、ｽﾃﾝﾚｽ巾木			
備考							

見込	40			334
仕上	ﾒﾗﾐﾝ化粧板ﾌﾗｯｼｭ			VE
硝子				F-4
附属金物	ｽﾃﾝﾚｽ笠木、ｽﾃﾝﾚｽ巾木			SUSﾊﾟｲﾌﾟ、回転表示、ｶﾞﾗﾘ
備考				

建具番号	ｻｲﾝ種類	ケ所				
S 1	壁付けﾄｲﾚ表示板 → 撤去	S=1/10	4	S 2	車椅子表示板 → 撤去	S=1/10	1
S 3	ﾄｲﾚ点字表示板→撤去	S=1/10	2				

ｻｲﾝ形状

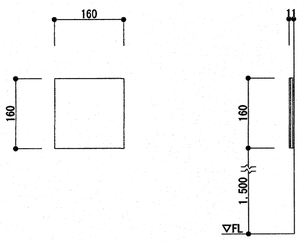

（女子トイレ・男子トイレ）

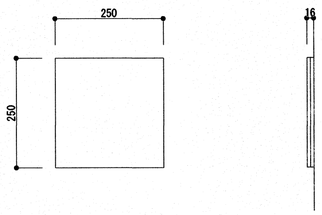

（バリアフリートイレ）

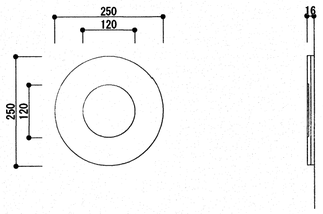

見込	11			16			
仕上	ｱｸﾘﾙ板 ﾌﾟﾛｾｽ印刷			ｱｸﾘﾙ板 t=8 ﾌﾟﾛｾｽ印刷			
硝子							
附属金物							
備考	ﾋﾞｽ止め			接着貼り			

見込	16			
仕上	ｱｸﾘﾙ板 t=8 ｱﾙﾐ板（凹凸付）半埋込			
硝子				
附属金物				
備考	接着貼り			

高知市 都市建設部 公共建築課			
係	係長	課長補佐	課長
信清	大下	山口	松末

工事名	高知市立自由民権記念館トイレ改修工事	SEET NO A-15	CHECKED BY
図面名	既存建具表	DATE	DRAWN BY 芝田
SCALE 1/10・1/50(A3=71%)	一級建築士事務所 高知県知事登録第956号 一級建築士 大臣登録第182598号 山口英治	高知市本町5-1-10 TEL 088-821-0230	

有限会社
山口英治建築設計事務所

建具番号	建具種類	ケ所			
TB 1	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ → 新設	S=1/50	1		

建具形状

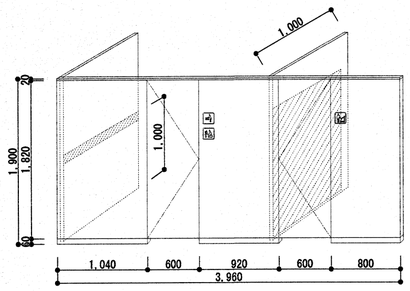

見込	40
仕上	高圧ﾒﾗﾐﾝ化粧合板ﾌﾗｯｼｭ
硝子	
附属金物	ｱﾙﾐRｴｯｼﾞ、ｽﾃﾝﾚｽ頭つなぎ、ｽﾃﾝﾚｽ巾木、ｸﾞﾚﾋﾞﾃｨﾋﾝｼﾞ、ｽﾗｲﾄﾞ錠(非常解除付き)、ｽﾄﾗｲｸ 帽子掛付戸当り、その他付属金物一式
備考	※内開き戸：非常時外開き仕様　※ハッチ部補強W900×H1500　※ｶｯﾃｨﾝｸﾞｼｰﾄ A-13参照

建具番号	建具種類	ケ所			
TB 2	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ → 新設	S=1/50	1		

建具形状

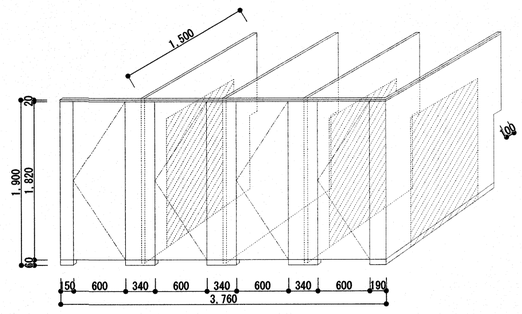

見込	40
仕上	高圧ﾒﾗﾐﾝ化粧合板ﾌﾗｯｼｭ
硝子	
附属金物	ｱﾙﾐRｴｯｼﾞ、ｽﾃﾝﾚｽ頭つなぎ、ｽﾃﾝﾚｽ巾木、ｸﾞﾚﾋﾞﾃｨﾋﾝｼﾞ、ｽﾗｲﾄﾞ錠(非常解除付き)、ｽﾄﾗｲｸ 帽子掛付戸当り、その他付属金物一式
備考	※内開き戸：非常時外開き仕様　※ハッチ部補強W900×H1500

建具番号	建具種類	ケ所			
TB 3	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ → 新設	S=1/50	1		

建具形状

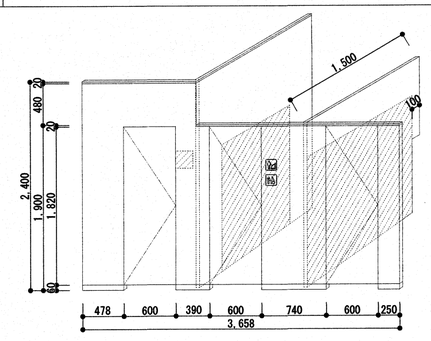

見込	40
仕上	高圧ﾒﾗﾐﾝ化粧合板ﾌﾗｯｼｭ
硝子	
附属金物	ｱﾙﾐRｴｯｼﾞ、ｽﾃﾝﾚｽ頭つなぎ、ｽﾃﾝﾚｽ巾木、ｸﾞﾚﾋﾞﾃｨﾋﾝｼﾞ、ｽﾗｲﾄﾞ錠(非常解除付き)、ｽﾄﾗｲｸ、SK取手 帽子掛付戸当り、その他付属金物一式
備考	※内開き戸：非常時外開き仕様　※ハッチ部補強W900・1400×H1500　※ｶｯﾃｨﾝｸﾞｼｰﾄ A-13参照

建具番号	建具種類	ケ所			
TB 4	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ → 新設	S=1/50	1		

建具形状

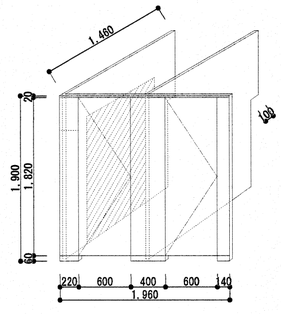

見込	40
仕上	高圧ﾒﾗﾐﾝ化粧合板ﾌﾗｯｼｭ
硝子	
附属金物	ｱﾙﾐRｴｯｼﾞ、ｽﾃﾝﾚｽ頭つなぎ、ｽﾃﾝﾚｽ巾木、ｸﾞﾚﾋﾞﾃｨﾋﾝｼﾞ、ｽﾗｲﾄﾞ錠(非常解除付き)、ｽﾄﾗｲｸ 帽子掛付戸当り、その他付属金物一式
備考	※内開き戸：非常時外開き仕様　※ハッチ部補強W900×H1500

建具番号	建具種類	ケ所			
TB 5	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ → 新設	S=1/50	1		

建具形状

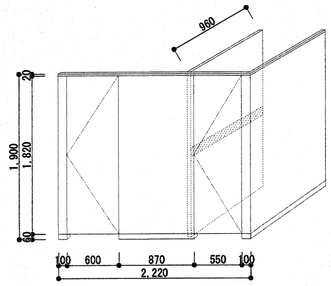

見込	40
仕上	高圧ﾒﾗﾐﾝ化粧合板ﾌﾗｯｼｭ
硝子	
附属金物	ｱﾙﾐRｴｯｼﾞ、ｽﾃﾝﾚｽ頭つなぎ、ｽﾃﾝﾚｽ巾木、ｸﾞﾚﾋﾞﾃｨﾋﾝｼﾞ、ｽﾗｲﾄﾞ錠(非常解除付き)、ｽﾄﾗｲｸ、SK取手 帽子掛付戸当り、その他付属金物一式
備考	※内開き戸：非常時外開き仕様　※ハッチ部補強

建具番号	建具種類	ケ所			
B 1	掃除用具入れ → 新設	S=1/50	1		

建具形状

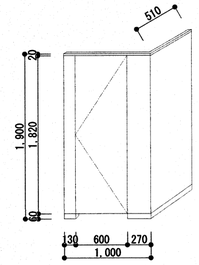

見込	40
仕上	高圧ﾒﾗﾐﾝ化粧合板ﾌﾗｯｼｭ
硝子	
附属金物	ｱﾙﾐRｴｯｼﾞ、ｽﾃﾝﾚｽ頭つなぎ、ｽﾃﾝﾚｽ巾木、ｸﾞﾚﾋﾞﾃｨﾋﾝｼﾞ、ｽﾗｲﾄﾞ錠(非常解除付き)、SK取手 その他付属金物一式
備考	※内開き戸：非常時外開き仕様　※ハッチ部補強

建具番号	建具種類	ケ所			
PB 1	袖ｽｸﾘｰﾝ → 新設	S=1/50	1		

建具形状

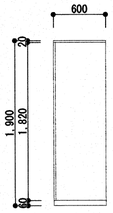

見込	40
仕上	高圧ﾒﾗﾐﾝ化粧合板ﾌﾗｯｼｭ
硝子	
附属金物	ｽﾃﾝﾚｽ頭つなぎ、ｽﾃﾝﾚｽ巾木、ｽﾃﾝﾚｽｴｯｼﾞ材
備考	

建具番号	建具種類	ケ所			
PB 2	袖ｽｸﾘｰﾝ → 新設	S=1/50	2		

建具形状

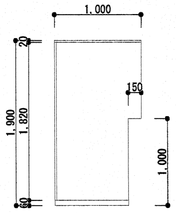

見込	
仕上	
硝子	
附属金物	
備考	

建具番号	建具種類	ケ所			
LSD 1	鋼製軽量片引きﾄﾞｱ → 既存のまま ｶｯﾃｨﾝｸﾞｼｰﾄ張り		1		

建具形状

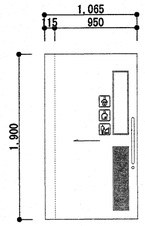

見込	334
仕上	VE
硝子	F-4
附属金物	SUSﾊﾟｲﾌﾟ、回転表示、ｶﾞﾗﾘ
備考	※ｶｯﾃｨﾝｸﾞｼｰﾄ　A-13参照

高知市 都市建設部 公共建築課			
係	係長	課長補佐	課長
信清	大下	亀山	松木

工事名	高知市立自由民権記念館トイレ改修工事	SEET NO A-16	CHECKED BY
図面名	新設建具表	DATE	DRAWN BY 芝田
SCALE 1/10・1/50(A3=71%)	一級建築士事務所　高知県知事登録第956号 一級建築士　大臣登録第182598号　山口英治	高知市本町5-1-10 TEL 088-821-0230	

有限会社
山口英治建築設計事務所

凡例

：改修範囲を示す。

：工事車両出入口を示す。

：仮囲い（ｶﾞｰﾄﾞﾌｪﾝｽH=1,800程度）を示す。

：内部仮設間仕切り（B種）を示す。

：搬入経路を示す。

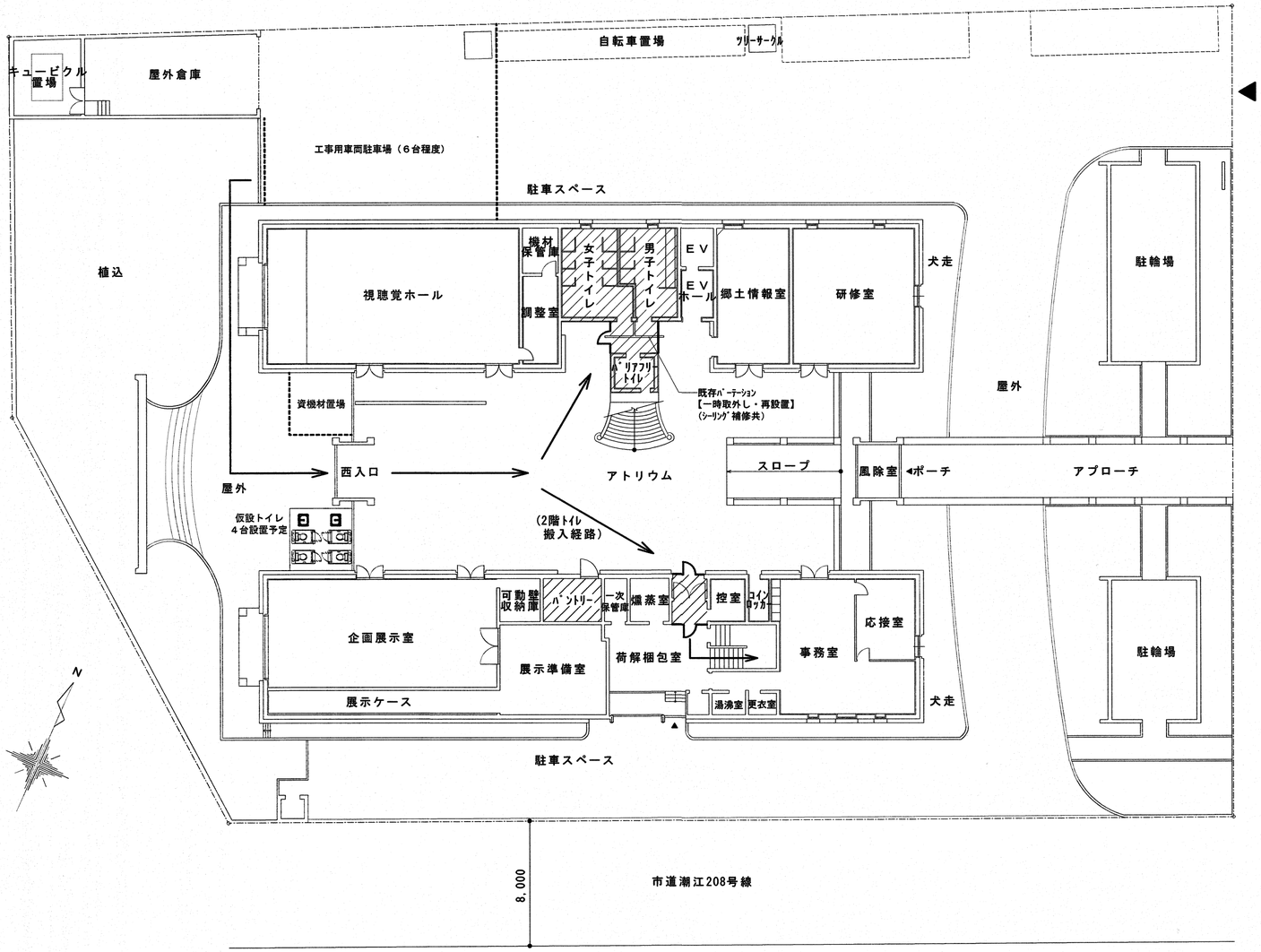

1階平面図　S=1/250

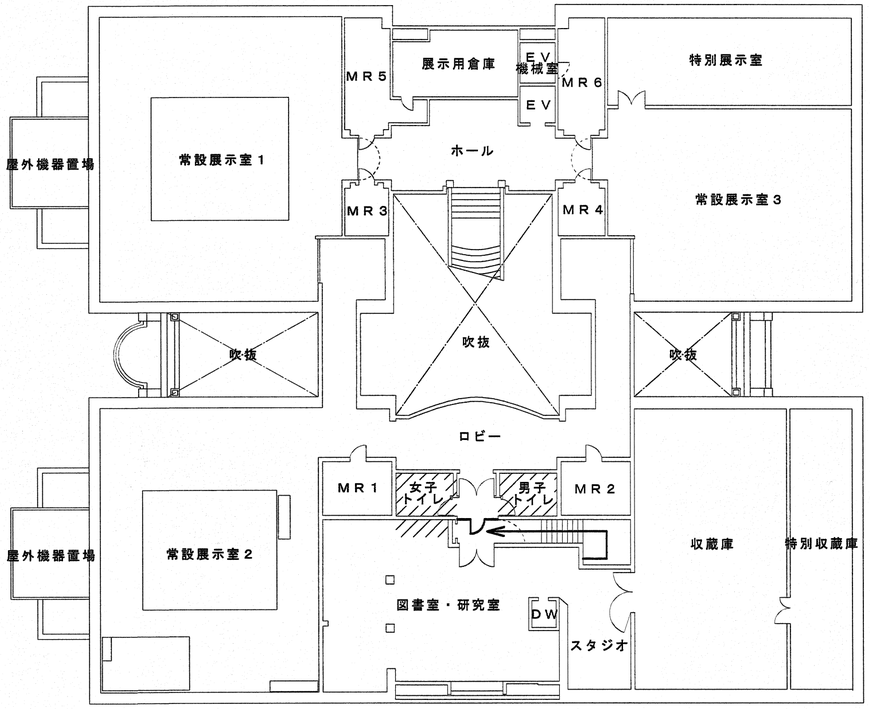

2階平面図　S=1/250

仮設計画図　1/250

高知市 都市建設部 公共建築課			
係	係長	課長補佐	課長
信清	大下	豊田	松本

工事名	高知市立自由民権記念館トイレ改修工事	SEET NO A-17	CHECKED BY
図面名	仮設計画図	DATE	DRAWN BY 芝田
SCALE 1/300(A3=71%)	一級建築士事務所　高知県知事登録第956号 一級建築士　大臣登録第182598号　山口英治	高知市本町5-1-10 TEL　088-821-0230	

有限会社
山口英治建築設計事務所